

平成25年第1回長与町議会定例会会議録(第1号)

招集年月日 平成25年 3月 6日
 本日の会議 平成25年 3月 6日
 招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 饗庭 敦子 議員	2番 安部 都 議員	3番 内村 博法 議員
5番 分部 和弘 議員	6番 安藤 克彦 議員	7番 金子 恵 議員
8番 川井 哲雄 議員	9番 森 謙二 議員	10番 西岡 克之 議員
11番 岩永 政則 議員	12番 喜々津英世 議員	13番 佐藤 昇 議員
15番 山口憲一郎 議員	16番 堤 理志 議員	17番 西田 敏 議員
18番 河野 龍二 議員	19番 吉岡 清彦 議員	20番 竹中 悟 議員
21番 山口 経正 議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 酒 井 通 博 君 議 事 課 長 村 山 和 聡 君
 参 事 浜 野 洋 子 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君	副 町 長 浜野 哲夫 君
教 育 長 黒田 義和 君	会 計 管 理 者 中山 祐一 君
総 務 部 長 葉山 義文 君	企 画 振 興 部 長 山田 譲二 君
生 活 福 祉 部 長 田島 弘明 君	建 設 部 長 鈴木 典秀 君
水 道 局 長 馬木 信一 君	教 育 次 長 勝本 真二 君
政 策 推 進 課 長 松添 高明 君	総 務 課 長 古賀 洋 君
財 務 課 長 宮崎 望 君	管 財 課 長 山下多喜男 君
税 務 課 長 田平 俊則 君	収 納 推 進 課 長 村山 政秀 君
企 画 課 長 松浦 篤美 君	地 域 政 策 課 長 大津 鉄治 君
環 境 対 策 課 長 益富 雅彦 君	健 康 保 険 課 長 小佐々 司 君
介 護 保 険 課 長 藤井 尚武 君	福 祉 課 長 西平 隆邦 君
農 林 水 産 課 長 浜口 務 君	管 理 課 長 吉村 了 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 松本 廣 君	都 市 整 備 課 長 日野 勉 君
水 道 課 長 谷口 一美 君	下 水 道 課 長 浦川 圭一 君
教 育 委 員 会 総 務 課 長 森川 敏幸 君	生 涯 学 習 課 長 和泉 嘉彦 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 吉村 邦彦 君	監 査 事 務 局 長 村田 和則 君
会 計 課 長 酒井喜代彦 君	国 体 事 務 局 長 藤田 茂 君
情 報 管 理 課 長 中村 文彦 君	

会議録署名議員

6番 安藤 克彦 議員

7番 金子

恵 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 16時40分

平成25年第1回長与町議会定例会

議事日程(第1号)

平成25年 3月 6日(水)
午 前 9時30分 開議

諸 報 告

1. 議 長 報 告
2. 行 政 報 告

日 程	件 名
1	会議録署名議員の指名
2	会 期 の 決 定
3	施 政 方 針 説 明
4	長与町議会改革等調査特別委員会中間報告
5	一 般 質 問

平成25年第1回長与町議会定例会会期日程(案)

会期 3月6日(水) ~ 3月25日(月) 20日間

月	日	曜	時間	区分	備考
3	6	水	9:30	本会議	議長報告、行政報告、報告事項 一般質問(4名) (午前)西田議員 (午後)吉岡議員 川井議員 ・山口憲議員
	7	木	9:30	本会議	一般質問(5名) (午前)河野議員 (午後)内村議員 分部議員 ・西岡議員 ・堤議員
	8	金	9:30	本会議	一般質問(5名) (午前)安部議員 (午後)金子議員 安藤議員 ・佐藤議員 ・饗庭議員
	9	土	-	休会	
	10	日	-	休会	
	11	月	9:30	本会議	議案審議(付託) (全員協議会)
	12	火	9:30	委員会	付託案件審査
	13	水	9:30	委員会	付託案件審査
	14	木	9:30	委員会	付託案件審査
	15	金	9:30	委員会	付託案件審査
	16	土	-	休会	
	17	日	-	休会	
	18	月	9:30	委員会	付託案件審査
	19	火	9:30	委員会	付託案件審査
	20	水	-	休会	(春分の日)
	21	木	9:30	委員会	付託案件審査
	22	金	-	休会	
	23	土	-	休会	
	24	日	-	休会	
	25	月	13:30	本会議	委員長報告、採決

一 般 質 問

期日	質 問 者 及 び 質 問 項 目	ページ
6 日	西 田 敏 議 員 長与町榎の鼻土地区画整理事業について 公共施設の有効利用について	1 8
	吉 岡 清 彦 議 員 教育行政について 町のイメージアップ政策について	3 2
	山 口 憲 一 郎 議 員 町の各種委員会・審議会について 町の文化財保護について	4 1
	川 井 哲 雄 議 員 長与町榎の鼻土地区画整理について 体罰問題について	5 8
7 日	河 野 龍 二 議 員 コミュニティバスの運行について 交通環境の整備について 図書館建設について	7 8
	西 岡 克 之 議 員 長与町の防災政策について 公文書管理について	9 5
	内 村 博 法 議 員 地方公務員の給与や退職手当等について 体罰について 生活保護の生活扶助費引き下げの影響について	1 1 0
	堤 理 志 議 員 住民の立場に立った行政対応について 行政改革大綱の実施について	1 2 6
	分 部 和 弘 議 員 学校の安全対策について 安全・安心な街づくりについて	1 4 2
8 日	安 部 都 議 員 学童保育の現状と今後の問題点と展望について 長与町図書館と学校図書館との連携について ブックスタート取り組みの進捗状況について	1 5 6
	佐 藤 昇 議 員 平成24年度の行政課題の進捗状況と今後の課題 総合型地域スポーツクラブ(長与スポーツクラブ)との連携について	1 7 2
	金 子 恵 議 員 高齢者を地域で支える社会の構築について 長崎がんばらんば国体リハーサル大会について	1 8 8
	饗 庭 敦 子 議 員 町の教育行政について 健康づくりの政策について	2 0 2
	安 藤 克 彦 議 員 町長の政策について ふるさと納税への取り組みについて 高齢者の交通事故防止対策について	2 2 0

(開会 9時30分)

議長

(山口経正議員)

ただいまから、平成25年第1回長与町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

1の議長報告ですが、お手元に配付したとおりでありますので、説明を省略いたします。

次に、本日までに受理した請願はありません。

陳情につきましては1件、参考配付としております。

なお、この3月定例会からインターネットを活用して本会議の生中継が始まることになりました。試験的な配信であります。情報公開という点では大きな前進ではないかと思えます。

これまで御理解いただいた関係者の皆様や行政当局に対して改めて感謝を申し上げます。今後とも開かれた議会を目指して努力いたす覚悟でありますので、町民皆様のなお一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上で議長報告を終わります。

次に、2の行政報告の発言を許します。

町長。

町長

(吉田慎一君)

皆さん、おはようございます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

平成25年第1回長与町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には大変御多用の中に御出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

本日から開会をしていただくわけですが、本議会におきましても、多くの議案のお願いをいたしております。長期間になることとは思いますが、どうぞよろしく御審議をいただき、御決定をいただきますようお願いを申し上げます。

それでは、早速平成24年12月から25年2月にかけての行政報告をさせていただきます。

お手元に資料配付をさせていただいておりますので、主要な部分だけ御報告をさせていただきます。

12月2日に、既に御案内のとおり県立大学シーボルト校で長与町としては初めての長与スイーツフェスタを開催いたしました。メインイベントでありますスイーツコンテストが行われ、応募がありました38作品の中から最優秀賞と優秀賞が決定されたところでございます。今後、何とか長与町の土産品として出店に並ぶことができないかと期待をしておるところでございます。また、メイン会場には、町内外からのスイーツ展に来ていただきまして、多くの来場者があり、大盛況のうちに終了することができました。

26日から31日まで、消防団により年末警戒を実施していただいたわけですが、それぞれ各分団の激励に伺ったわけでございます。

1月に入りまして早々に6日は時津町の、7日には長崎市の恒例の消防出

初め式が実施をされました。

そして、9日に長与町消防出初め式をとり行いました。議員各位におかれましても列席をいただきまして、御激励をいただいたわけでございます。

また、前日8日には、長与小学校新校舎の落成式をとり行ったわけでございます。これで長与町内のすべての公立小・中学校の耐震化への対応が完了したわけでございます。

13日に長与町の成人式をとり行いました。ことしは568名の皆さんが新しく成人の門出をされたわけでございます。これにつきましても、それぞれ議員各位にも御出席をいただき、お祝いの励ましをいただいたわけでございます。

20日に長与町ロードレース大会が開催されましたが、ことしも2,000人を超える申し込みがあり、当日は盛況裏の中で大会が実施されたわけでございます。

同じく20日には、JA長崎せいひ中部地区のJAまつりが開催されました。これは主に物品の販売があり、また農産物の品評会が開かれまして、表彰式がとり行われたわけでございます。

2月1日には、高田保育所の節分の豆まきを実施いたしました。御案内のとおり新園舎を移転、建設工事中でございます。そのことから旧園舎での最後の節分の日となったわけでございます。現在のところ、新築工事の方も若干のおくれはありますが、5月連休明け開園に向けて進んでいるところであります。

14日には、ほっとミーティングということで、第3回目ということで、今回は長与町身体障害者福祉協会の会員の皆様方と意見交換をさせていただきました。多くの会員さんに御出席をいただき、多くの御意見もいただきながら、障害者福祉の今後の各種施策など、いろいろとお話をさせていただきました。

15日には、中村法道長崎県知事ほか、県幹部職員と県下各市町長との長崎県市町スクラムミーティングが開催されました。

17日には、長与南コミュニティーまつりを開催していただきました。ことしは南小学校の子どもさんあるいは第二中学校の生徒さん方も参加していただいて、祭りに花を添えていただきました。特に、ことしはコミュニティー活動の活性化を図る交流事業として西海子中山地区からも参加をいただき、子供から大人、高齢者の方々まで多くの皆様方がにぎわいを見せた一日でありました。

19日には、いよいよ来年に迫ってまいりました長崎がんばらんば国体の600日前イベントとして玄関前にカウントダウンボードを設置いたしました。ボードの制作を長崎高等技術専門学校の方をお願いをいたしまして、大変すばらしいボードができ上がりまして、一日一日とカウントダウンをしているところでございます。また、長与保育園の園児の皆さんにも参加いただきました。あわせて昭和44年に開催されました長崎国体の長与町での様子や昨年開催されました岐阜清流国体、岐阜清流大会などの写真展も並行して

開催をしたところでございます。

次に、21日、22日に長与・時津環境施設組合の定例議会が開かれました。今回の議会は、24年度の補正予算、そして25年度の当初予算が主な内容であったわけでございます。補正では1,832万8,000円を減額して、5億6,860万3,000円ということで議決をいただいたわけでございます。また、当初予算では、新年度より着手いたします熱回収施設建設工事が主な予算として総額、歳入歳出それぞれ16億9,860万6,000円ということで、構成町負担金が4億2,714万円で、長与町が2億3,696万3,000円、時津町が1億9,017万7,000円ということになっているわけでございます。

次に、各部の状況でございますが、まず総務部でございますが、2月の18日から所得税の確定申告が始まっているところでございますが、3月4日現在で1,822名の方が申告をしていただいているという状況でございます。

次に、企画振興部であります。12月12日に年末の交通安全県民運動のパレードを実施をしていただいたわけでございます。また、長崎がんばらんば国体に向けた専門委員会も開催をしていただいているところでございます。

生活福祉部、建設部、教育委員会は記載のとおりでございます。

5,000円未満の入札結果でございます。高田保育園、保育所園舎機械設備工事は平成24年12月20日に10社を指名いたしまして、入札の結果、1,360万円で長崎市中園町16番13号、株式会社ケンコー代表取締役、中橋道代氏が落札をしております。

同じく高田保育所園舎附帯工事は平成24年12月21日に10社を指名いたしまして、入札の結果、1,293万円で長崎市中園町16番13号、株式会社ケンコー代表取締役、中橋道代氏が落札をしております。

次に、都市計画道路西高田線街路築造工事は平成24年12月21日に15社を指名いたしました。入札の結果、2,357万円で長崎市西山4丁目677番地1、株式会社寺尾工業代表取締役、寺尾博氏が落札をしております。

次に、長与ニュータウン地区マンホールふた改築工事は平成25年1月31日に12社を指名いたしまして、入札の結果、1,670万円で長崎市住吉町13番19号、有限会社住吉設備代表取締役、江崎昌幸氏が落札をしております。

以上、12月から2月にかけての行政報告でございます。

議 長 (山口経正議員)

以上で、行政報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、6番、安藤克彦議員、7番、金子 恵議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月25日までの20日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月25日までの20日間に決定いたしました。

日程第3、施政方針説明の発言を許します。

町長。

町長 (吉田慎一君)

平成25年の第1回長与町議会定例会に御提案いたします一般会計を初め各特別会計、企業会計の当初予算を初め、関係諸議案の御審議をお願いするに当たり、町政の施策に対する私の所信の一端と予算編成の基本的事項を申し上げ、議員各位を初め、町民皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

私は町民の皆様から町政を託されて約10カ月が経過いたしました。この間、議会の皆様、町民の皆様から多くの御指導と御協力をいただき、町の新たな課題にも目を向け、住みたい、住み続けたい、住んでよかったといわれるような幸福度日本一の町となることを目標に、引き続き住民の福祉の向上とさらなる町の発展に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

我が長与町は、先人のたゆまぬ努力と長与を愛する人々の英知と工夫により豊かな自然環境に恵まれ、教育と文化の町として、また自然と都市機能が調和した暮らしやすい町として内外に高い評価を得る町として発展を遂げまいりました。この歩みをとめることなく、豊かな郷土長与町を次世代に引き継いでいくことが私たちに課せられた使命でございます。

我が国においては、少子高齢化、人口減少、原発事故を契機としたエネルギー問題、高度情報化、国際化により社会経済システムが変容しています。特に高齢化の加速により年金、医療、介護など、社会保障関係費が毎年増加の一途をたどり、安定的な社会保障制度構築など、早急に解決すべき施策、課題が山積をしております。

昨年末の総選挙の結果、再び政権が交代をいたしました。現在、円安傾向、株価上昇といった動きも見られますが、長期のデフレ状態からの脱却と長期的な地域再生、活性化を期待しているところでございます。

政府は1月29日の臨時閣議において、平成25年度予算案を決定いたしました。平成25年度の国の予算は、緊急経済対策に基づく大型補正予算と一体的なものとして編成し、財政規律に配慮しながら積極財政により日本経済再生を目指すとしています。復興・防災対策、成長による富の創出、暮らしの安心・地域活性化の3分野を重点化し取り組むとしており、一般会計予算の規模は前年度に比べて2.5%増の9兆6,115億となっております。新規国債の発行額は4年ぶりに税収以下となったものの、歳入に占める国債の割合を示す国債依存度は46.3%と依然として高い水準にあり、非常に

深刻な財政状況が続いております。

一方、県においては、平成25年度一般会計の総額は前年度比2.7%減の6,813億円とし、全国下位に長年低迷する1人当たり国民所得を引き上げるため、製造業振興に戦略的に取り組むこととしております。

次に、平成25年度の地方財政の状況でございます。本年1月に総務省から示された平成25年度地方財政対策では、地方に交付される地方交付税の総額について、6年ぶりに前年度を下回るものの、地方が安定的に財政運営を行うことができるよう地方税や地方譲与税等の増により一般財源総額を平成24年度と同水準で確保されております。

しかしながら、福祉、医療、介護等の社会保障関係費の大幅な自然増が続いていることは、地方の財政にとって共通の課題であります。この傾向は平成25年度以降も続くと思われており、地方財政を圧迫をしております。また、公共施設やインフラの老朽化が全国的に進んでおり、その整備費用も今後の大きな課題となっております。

また、借入金残高は地方交付税の代替である臨時財政対策債の発行により年々ふえ続けており、地方財政を取り巻く環境は厳しさを増しているといえます。

本町における平成25年度の予算編成につきましては、国、地方を通じた厳しい財政状況と税財政制度上の対応を見通し、補助事業、特定財源の確保に努め、限られた財源の中で最小の経費で最大の効果が生まれるように、可能な限りの創意工夫を凝らした予算編成に努めたところでございます。

また、簡素で効率的な行財政システムを構築し、住民生活に直結する事業には、積極的かつ効果的に財源を投入し、行財政運営について透明性を高め、公共サービスの質の向上に努めることを基本姿勢といたしております。

現在、長与町は人口の伸びは余りなく、高齢化率も年々上昇をしております。そういう意味で、今後は人口の増、とりわけ若い人が長与町に転入していただいて町の活性化を図りたいと考えております。そのためには、若い人が長与町に住んでみたいという魅力的なまちづくりの施策が必要でございます。そこで、子育て支援、商店街活性化、情報インフラ整備などに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、平成23年3月の議会におきまして議決いただいた基本構想、それを含めた総合計画は、長与町の将来を見据えた最上位計画として非常に重きを持っており、現在その実現に向けた取り組みを進めているところでございます。その中で現在の基本構想の精神は、基本的に私の思いと大きく変わることはありませんが、今後私の構想の基本となります住みたい、住み続けたい、住んでよかったといわれるような幸福度日本一のまちづくりに向けた各種施策、とりわけ情報インフラの整備を柱としたコンパクトシティへの思い等を取り入れ、その見直しを進めたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

また、各議案の詳細につきましては、それぞれの議案の際に御説明申し上げます。

それでは、平成25年度における重点施策について御説明を申し上げます。それぞれ各所管ごとに説明させていただきます。

まず、総務部でございます。

行政改革については、平成23年4月に第4次長与町行政改革大綱を策定し、簡素で効率的な行政運営に向けて取り組んでいるところですが、これまでの取り組み状況などを精査し、今後とも大綱の目標達成に向け、継続して取り組んでまいります。

職員定数につきまして、今年度から229名とさせていただいておりますが、これから始まる大量退職に対応できるよう組織機構等の見直し及び職員研修等の充実を図るとともに、再任用制度等も活用し、現定数の範囲内で住民サービスの低下につながらないよう一層の事務の効率化に努めていきたいと思っております。

また、平和で安全な町宣言の理念を実現するため、8月には平和のともしび事業を実施する予定でございますが、世界の恒久平和を願い、核廃絶の思いを内外に発信してまいります。

次に、財政運営につきましては、引き続き健全な財政基盤の堅持を念頭に置きながら、町民との協働による事業、町民のニーズに即した事業の実施など、町民の幸せをいかに確保し、拡充していくことが重要と考えています。

今後とも厳しい財政運営が想定される中、限られた財源で最大の効果が発揮できるよう、事業の優先度を見きわめ、予算の重点配分を図るなど、的確な行財政運営に努めてまいります。

また、財政の硬直化を未然に防止するため、より一層の自主財源の確保が必要であります。自主財源の主要な部分を占める町税につきましては、課税客体を的確に把握し、適正な賦課と公平な税負担を図ります。そのために納税意識の高揚及び納税環境の整備に努めるとともに使用料など、その他の町債権についても徴収率の向上に努めてまいります。

次に、消防防災関係でございますが、今後もみずからの安全はみずから守るという自助の精神を基本とした自主防災組織の結成強化に努めてまいりたいと思います。現在41の組織ができておりますが、今後とも自主防災組織連絡協議会と連携して、安全で安心して暮らせるまちづくりに努力してまいります。

また、昨年は防災行政無線で放送した内容のメール配信等を開始しましたが、消防施設、設備等についても計画的な整備を推進してまいります。

また、平成25年度は、参議院議員通常選挙と県知事選挙が執行されます。日本の将来と長崎県の今後4年間を託す選挙であり、明るい選挙推進協議会と連携し、投票率向上に向けた常時啓発、選挙時啓発に努めてまいります。

行政からの情報提供手段であります広報ながよ及びホームページについては、迅速かつ親切でわかりやすい情報提供に努めてまいります。近年、インターネット利用率の増加等により、新しい広報広聴の役割や機能はますます大きくなってきていることから、町民の方々が見やすく、知りたい情報を即時に情報を発信できる環境の充実に努めてまいります。

次に、企画振興部でございます。

防災情報を含む行政情報の適切な発信や高齢者等弱者のセーフティネットとの構築、また地域コミュニティーにおけるきずなの再生などを目的とした町内全域における情報インフラの整備につきましては、24年度の調査結果を踏まえ、その方向性に沿ったコンテンツやインフラ整備につきまして、さらに具体的な検討を進めてまいります。

また、公共交通体系のあり方につきましても、同様に24年度に実施した住民アンケートや町内交通体系の課題などについての分析結果を踏まえ、今後の高齢化の進行を見据えた交通体系の充実について具体的な検討を進めてまいります。

さらに新図書館の整備や商業機能の強化などを加えた今後の一体的なまちづくりについて、学識者等の意見を踏まえながらコンパクトシティ構想の策定とその実現に努めてまいります。

来年に迫りました長崎がんばらんば国体及び長崎がんばらんば大会につきましては、町民の皆様や関係団体などの御支援、御協力を賜りながら、心のこもった本町にふさわしい魅力と活力あるあふれる大会を目指して万全の準備を進めてまいります。なお、本年9月には、国体のリハーサル大会となる全日本総合女子ソフトボール選手権大会を時津町との共催で開催することとしており、本大会の成功に向けた取り組みもあわせて進めてまいります。

協働のまちづくりの推進につきましては、協働の担い手となる町内各種団体等による推進組織を立ち上げ、機運の醸成や環境整備を進めていくとともに、住民参加の基本となる自治会加入の促進や地域コミュニティー活動の活性化について、県の支援事業を活用し、各地区コミュニティーにおけるまちづくり計画の策定に取り組んでまいります。

商工業の振興につきましては、商工会等との連携を図りながら、24年度に創設した住宅リフォーム助成制度を含めた各種支援策を引き続き実施してまいります。

役場庁内における基幹系電算システムにつきましては、さまざまな法改正に迅速かつ安価に対応できるとともに、行政事務の効率化や利便性の向上に結びつく新しいシステムを構築していくこととしております。

続きまして、生活福祉部の重点施策でございますが、住民の皆様の福祉と健康と環境を守り、生活と密接なつながりを持つ業務であることを自覚し、親しまれ、利用しやすい対応を考え、町民サービスの向上に努めてまいります。

まず、住民課ですが、窓口職員の接遇の向上に努め、親切で優しさのあふれる窓口対応を行います。

福祉部門につきましては、平成24年6月に公布されました障害者総合支援法の一部が本年4月より施行され、障害福祉サービスの充実など、障害者の日常生活及び社会生活において総合的な支援強化が図られます。実施内容が具体的に示されましたら、速やかに対応できるように適切な準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

このほか、障害福祉サービス等の給付などを引き続き推進してまいります。次に、子育て支援につきましては、未来を担う子供の健やかな成長を応援するという観点から保育料の見直しを行い、平成25年4月1日より負担軽減を図ってまいります。特に、所得が低い世帯の階層につきましては、重点的な見直しを図り、近隣市町よりも少ない負担といたします。今後も子育て世代の負担軽減及び支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

現在、園舎建設を進めております高田保育所につきましては、竣工に向けて工事が急ピッチで進められているところでございます。工事完成後は同一敷地内に保育所、子育て支援センター、療育指導のひばり学級が配置されることとなります。さらに連携強化が図られ、子育て支援の新しい拠点として、今後も長与町の子育て支援事業を牽引していく役割を担うものと考えております。

介護保険につきましては、長与町老人福祉計画・第5期介護保険事業計画の2年目となります。一人でも多くの高齢者がいつまでも健康で、それぞれの生きがいを持って生き生きと毎日を過ごすことができるよう、また介護が必要になっても住みなれた地域で介護サービスを受けながら安心して暮らせるまちづくりを目指します。そのために家族介護者への支援や介護予防事業、地域密着型サービスなど、介護保険事業の充実強化を図ってまいります。さらに介護保険事業のボランティアに意欲のある方々の協力をいただくために、新たに介護サポーターポイント制度の導入を計画いたしております。

地域包括支援センターについては、引き続き地域ケアシステムの中心となるべく、機能の充実に努めてまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、長崎県後期高齢者医療広域連合で運営をされております。町においては、保険料の徴収事務や窓口での申請、届け出事務等を行っておりますが、今後とも後期高齢者医療制度の啓発、特に健康診査について周知を図ってまいります。

健康保険部門ですが、高齢化の進展や疾病構造の変化を踏まえ、生活習慣病の発生予防と重症化予防の徹底、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上、地域社会の健康づくりの3つを柱とした第2次健康ながよ21を本年度策定いたしました。これを踏まえて第1次事業計画にあるがん、糖尿病、循環器疾患などの生活習慣予防として食生活改善や運動習慣の定着などによる一次予防、早期発見、早期治療に重点を置くこととしたものを継続し、さらに合併症の発症などの生活習慣病重症化に対する予防に重点を置いた施策を推進してまいります。

次に、国民健康保険事業につきましては、さらなる収納率向上を目指し、ジェネリック医薬品の普及促進のための差額通知や特定健康診査、特定保健指導の受診率向上に努め、適正受診への理解を広げ、医療費の抑制を図りたいと考えております。

環境行政につきましては、循環型社会の構築、低炭素社会の形成を目指して、現在のみならず、将来世代のためにもさらなるごみの減量化、資源化物のリサイクル、地球温暖化防止対策などの施策を推進してまいります。

ごみ焼却施設の建設につきましては、地域住民の皆様及び地権者の皆様の御理解、御協力をいただきながら、道路築造工事、焼却施設建設用地造成工事を進めているところでございます。また、ごみ焼却施設本体の建設工事につきましても、長与・時津環境施設組合において業者選定が進められております。事業者が正式に決定いたしますと、契約手続を経まして工事に着手し、平成26年度末の完成に向け、努力をしております。

また、浄化センター内に建設を進めておりましたし尿投入施設につきましては、本年度当初に完成し、これによりまして念願でありましたし尿の町独自処理が可能となったところでございます。将来的にも財政負担の軽減につながる施設であり、適正な運用を図ってまいります。

ごみの減量化につきましては、生ごみ減量、適正な分別の周知を保健環境連合会及び環境サポーターとの連携を密にして推進をしております。さらに高齢者等ごみ出し支援事業の充実、より取り組みやすい拠点収集に向けての改善及び検討を行いながら、町民との協働の観点から現在の収集方法を継続してまいります。

また、環境問題の啓発及びリサイクルの推進を図るために、町内で回収されました牛乳パックを再生利用した啓発用トイレットペーパーを作成し、町内小・中学校等の公共施設での使用及び各種のイベントでの配布を行います。加えて省エネルギーの推進と環境に優しいまちづくりに向け、昨年10月より開始いたしました住宅用LED電球等購入費補助金につきましては、町民皆様に御好評をいただいております、平成25年度も事業実施を行ってまいります。

日々の生活と密接なつながりを持つ環境行政においては、町民の皆様の御協力が不可欠であり、御意見にも真摯に傾聴しながら環境行政のさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、建設部でございます。

農業を取り巻く情勢は、農業従事者の高齢化や農産物価格の長期低迷による農業収入の低下、農業経営の不安による後継者の他産業への流出など、依然として厳しい状況にあります。本町の基幹作目であるミカンにつきましては、平成24年度産は、品種によっては販売に苦戦し、安定した販売がなされませんでした。

今後も産地間競争を生き抜くため、継続的に優良品種更新事業やブランド商品生産対策事業、落葉果樹等苗木購入補助事業を推進して経営の安定化を図ります。また、野菜などの直売所での販売による地産地消推進のため、施設園芸育成対策事業や畑作物拡大事業による所得の向上を目指します。

耕作放棄地の発生防止のために農地の利用集積や中山間地域等直接支払交付金事業、農地、水保全管理支払事業を今後も進めるとともに、新たな農作物についても支援を行ってまいります。

また、今後は多くの地域で高齢化が進んで農業者の減少が考えられるため、地域で具体的に話し合ってください、地域農業の将来のあり方についてまとめた人・農地プランの作成を推進をします。

水産業の振興につきましては、浅場などの持つ多面的機能の効果的、効率的な発揮に資するため、水産多面的機能発揮対策事業を推進します。

次に、建設関係ですが、町道に架設されているすべての橋梁の長寿命化修繕計画が平成24年度で完成いたしましたので、今後はそれに基づいて安全の確保に努めます。

安全・安心住まいづくり支援事業につきましては、木造住宅及び特定建築物等の耐震診断を支援してまいります。

また、長与港の整備につきましては、越波等の被害防止のため、テトラポットによる消波対策を県事業で平成24年度から実施していただいておりますので、早期に完成するよう要望をしております。

町道の維持管理につきましては、補修を必要とする路線が年々増加しているため、パトロールなどを実施し、緊急性のある路線から優先的に実施をしてまいります。

町営住宅につきましては、供用開始から数十年が経過しており、老朽化しつつある町営住宅の長寿命化及びライフサイクルコストの縮減を行うため、25年度に公営住宅長寿命化計画策定を行います。予防保全型の管理に移行し、点検の強化及び早期の管理、修繕による更新コストの削減に努めます。

次に、町道の改良整備につきましては、社会資本整備総合交付金による町道高田小学校線の拡幅工事、町道池堂西時津線の新設工事、新規事業として高田南自由が丘線の用地補償、定林橋人道橋の調査設計を行います。また、県が推進しております都市計画道路、高田線、吉無田三根線野飼料整備事業につきましても、早期完成に向け県に要望をしております。

公園整備につきましては、社会資本整備総合交付金事業により、新規として多目的広場の整備を行います。また、中尾城公園を初めとする都市公園等は、町民の憩い、安らぎの場として多くの町民に利用されており、より一層の維持管理の充実に努めてまいります。

都市計画道路、西高田線につきましては、現在継続中の新設区間の工事のほか、長与町榎の鼻土地区画整理事業区域内の公共管理者負担金による工事、長与川左岸側の県道東長崎長与線の用地補償を進めてまいります。

高田南土地区画整理事業でございますが、南東部の幹線道路である都市計画道路、高田越中央線、三千隠線の造成に着手をいたします。地権者の方々には大変御迷惑をおかけしておりますが、今後、早期完成に向けて努力をしてまいります。

次に、教育委員会でございます。

まず、学校教育の面ではありますが、子供たちの健全育成、学力向上のため、引き続き教育環境及び施設整備の充実に努めてまいります。

長与小学校の建てかえ工事は、予定どおり平成24年12月に完成し、25年1月から新校舎で学習に取り組んでおります。今後は、長与小の建てかえ事業の継続事業として、旧校舎の解体及びグラウンドの整備工事を進めてまいります。

特にまた、特別支援学級につきましては、平成25年度に高田中学校に設

置ることにより、町内すべての小・中学校に設置ができることとなります。あわせて特別支援教育支援員の活用を図りながら、特別支援教育の充実を図ってまいります。

さらに子育て支援の一環として、私立幼稚園預かり保育事業を実施し、幼児教育の振興及び充実を図ってまいります。

次に、生涯学習の推進でございますが、夢と活力あふれる心豊かな地域づくり、人づくりを目指し、公民館活動を初めとする各種生涯学習事業、青少年の健全育成事業などの一層の充実に努めてまいります。

また、昨年度、長与町民文化ホールの照明システムの更新をさせていただきましたが、本年度は音響システムなどの入れかえを実施し、より質の高い文化事業の提供に努めてまいりたいと考えております。

スポーツ振興でございますが、心や体の健全な発達を促し、健康で活力ある町民の育成を目指します。スポーツ施設の充実と整備を図り、町民一人一人がスポーツに親しめる場と機会をつくり、町民ソフトボール大会、町民体育祭を初めとした生涯スポーツと体育協会と協働して競技スポーツの向上と振興に努めます。

いつでも、どこでも、いつまでもスポーツが楽しめる総合型地域スポーツクラブへの協力、講習会、講座の普及に努め、来年となった長崎がんばらんば国体に向けた町民のスポーツ熱を高め、活性化を助長します。

次に、水道局関係でございます。

水道事業は住民生活の基盤をなすもので、社会活動に不可欠なものとなっており、安全で良質な水を安定供給することを最大の使命として取り組んでおります。

平成25年度におきまして、榎の鼻土地区画整理事業に伴う浄水施設、配水施設の整備を行い、適正な水利用を行ってまいります。また、施設更新につきましては、老朽化した水道施設の計画的な更新を実施し、効率的な施設利用を図ってまいります。また、水質管理並びに漏水防止対策の充実など、適切な維持管理を進めてまいります。

次に、下水道事業につきましては、高田南区画整理事業地区については、造成工事進捗にあわせた整備を行います。また、町内の整備済み地区において、未水洗化地区の水洗化促進にも努めてまいります。雨水浸入対策としましては、老朽化したマンホールふたの取りかえ、下水道管の調査管理を計画的に進めてまいります。また、閉鎖性である大村湾の水質保全を図るため、放流水の水質管理に努めてまいります。

以上、大変長くなりましたが、平成25年度の町政運営についての所信の一端を申し上げたわけでございますが、今後とも住民の福祉の向上とさらなる町の発展に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

どうか議会を初め、町民皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げて終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（山口経正議員）

これで施政方針説明を終わります。

日程第4、長与町議会改革等調査特別委員会中間報告について、委員長の報告を求めます。

委員長。

(岩永政則議員)

皆さん、おはようございます。

ただいまより長与町議会改革等調査特別委員会を代表いたしまして、中間報告をいたします。

今回は長与町議会議員政治倫理条例についてでございます。

本特別委員会は平成23年8月3日の全員協議会において、議長より特別委員会を設置したい旨の提案がされました。

この提案の理由は、今議会の議員の構成もさま変わりし、新しい時代が来たと感じている。これまでの議会運営等に関しては、先人の努力によって徐々に改革が進められてきたが、社会情勢の変化とともに、議会に対する住民の見方も変わりつつある。このような中、住民説明会など、議会側からより住民との距離を縮めるための議会基本条例の制定等を進める協議会が相次いでいる。長与町議会としても、調査を進めてきた経緯もあり、これを具体的な改革につなげるために、特別委員会を設置したいとのございます。

その後、議会運営委員会等の議論を経て、平成23年9月22日の本会議において、議員提案により長与町議会改革等調査特別委員会設置についての決議が提案され、全会一致で可決をされました。

また、この特別委員会の調査研究事項も5点決定をされました。

1つは、議会基本条例でございます。これにつきましては、現在、パブリックコメントの実施に向けて進めてまいりますが、近々条例化の予定でございます。2番目には、議員定数についてでございますが、これは報告は終わっております。3番目には、政治倫理条例について、今回のこのテーマでございます。次は、4点目には、会派制について、5点目には、その他、議会改革に関すること。

以上の5点を決定しまして、政治倫理条例につきましては議論を進めるため、平成24年10月19日の特別委員会におきまして倫理条例小委員会を設置をすることといたしました。その設置によって、以降、11月1日、11月5日、11月30日、それから平成25年1月16日の4回にわたり、小委員会において調査研究を進め、この小委員会における調査研究の成果が、結果が小委員長名で平成24年11月30日付で特別委員長である私に対しまして報告がされました。この報告を受けまして、議会改革等調査特別委員会を今年1月10日、1月17日に開催し、長与町議会議員政治倫理条例案の調査研究の成果を得ることとなりました。この結果をもって去る2月20日付で議長名に報告を行ったところでございます。この調査研究の成果をもって、本特別委員会に付された政治倫理条例についての調査研究は終了することとなりました。

この倫理条例は、今議会に上程されることになっております。

以上をもって長与町議会改革等調査特別委員会の中間報告を終わります。

- 以上です。
- 議長 (山口経正議員)
これで長与町議会改革等調査特別委員会委員長報告を終わります。
場内の時計で10時35分まで休憩します。
(休憩10時18分～10時35分)
- 議長 (山口経正議員)
休憩前に引き続き、会議を再開します。
日程第5、これから一般質問を行います。
通告順に発言を許します。
なお、質問並びに答弁は、会議規則第54条第1項の規定を遵守し、簡明
にお願いします。
通告順1、西田 敏議員の 長与町榎の鼻土地区画整理事業について、
公共施設の有効利用についての質問を同時に許します。
17番、西田 敏議員。
- 17番 (西田 敏議員)
皆さん、おはようございます。
25年の最初の一般質問、1番という幸運を引き当てまして、おまけにき
ょうからインターネットで放映もされるということですね、私も少し緊張
をしておりますが、1番ということでひとつしっかり頑張っていきたいと思
っております。
それでは、早速質問に入ります。
長与町榎の鼻土地区画整理事業について、昨年10月から始まった榎の
鼻の土地区画整理事業は、瞬く間に樹木の伐採を終え、掘削工事が行われ、
日に日に姿を変えております。高台から見ると、22.6ヘクタールの広大
な開発区域の全容がうかがえるようになってきました。長与町の中心部に位
置し、JR長与駅、高田駅に近く、県道、バス道路など、良好な交通アクセ
スのため、利便性の高い地域であると思えます。町としても人口増、税収の
確保の意味からも期待していると思われれます。一部関係地元住民には説明会
が行われておりますが、今、町内外からも各種問い合わせが多くありま
す。組合施行の開発なので、町がつかんでいる範囲で町民に公表、説明の
意味からも下記質問をいたします。
(1) 概要について、住宅地、公益用地、商業用地についての説明をお伺
いしたい。
(2) 宅地戸数、予想価格、売り出し時期はいつごろになるのか。
(3) 商業用地には、どのような業種が予定されておるのか。
(4) 町長は今回のこの榎の鼻開発をどのように受けとめておられますか。
(5) 高田南土地区画整理事業にどのような影響があるのかを、どのよう
なことが考えられるのか、お伺いします。
公共施設の有効利用について。
(1) 丸田荘温泉施設の再開について。
(2) 正月帰省者の町施設の駐車場開放についてお伺いします。中尾城公

園の第一駐車場を12月30日からあけて、1月2日の4日間は開放してはどうかと。これは以前も同僚議員から1度一般質問が出ておりましたが、再度お伺いいたします。

(3) 公共施設の特別のケースの使用許可について。

以上お伺いします。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

それでは、西田議員の御質問にお答えをしていきたいと思っています。よろしくお願ひします。

1番目の御質問についてですけれども、1点目、概要についてにつきましては、榎の鼻土地区画整理事業におきましては、全体面積が22.6ヘクタールで、そのうち宅地が15.2ヘクタール、内訳といたしまして住宅用地が8.6ヘクタール、公益施設用地が2.9ヘクタール、商業施設が3.7ヘクタール、公益用地が7.4ヘクタールございます。その内訳といたしましては、道路が4.8ヘクタール、河川、水路が0.3ヘクタール、公園、緑地が2.2ヘクタール、水道用地が0.1ヘクタールとなっております。

次に、お尋ねの2点目でございます。宅地戸数、予想価格、売り出し時期につきましては、戸数計画は350戸、およそ1,000人を予定をしておるところでございます。

予想価格につきましては、現在、組合施行で工事中であり価格に変動があるものと思われまますので、価格については決定していないところでございます。

売り出し時期については、1期販売開始を平成25年10月ごろになるというふうに伺っておるところでございます。

3点目の商業用地の業種の予定でございますけれども、現在、イオングループ、イオンタウンでございますけれども、今協議を行っておるところでございます。そのように伺っておるところでございます。

4点目、町長の今開発への受けとめ方につきましてですけれども、議員御指摘のとおり、人口がふえる、税収がふえるという期待もでございます。また、商業施設が進出すると伺っておりますので、購買層の町外流出の歯どめや雇用の確保が考えられると思ひます。加えて町の中心部であることからいたしまして、当該地区を活用して、今後の町の活性化につなげていくよい機会ではないかなというふうに考えております。

続いて、5点目の高田南土地区画整理事業に与える影響はどうかということでございますけれども、高田南地区は、御存じのとおり長崎方面への交通の便が非常によく、今後の造成地が南向きの区域ということでありますので、現在でも需要の高い地区であります。今後もその需要の高さは変わらないと考えておりますので、榎の鼻地区による影響はさほどないものと考えておる次第でございます。また、造成の完成年度が現工程では、ほぼ同時期でございますので、そのことから同様に考えているところでございます。

続きまして、の公共施設の有効利用についてでございます。

まず、1点目の丸田荘温泉施設の再開についてでございますが、当施設は平成13年4月から営業しておりまして、既に12年近くを経過しておりますが、毎年延べ人数にしまして1万人の方々に利用していただいておりますところございました。

施設機器につきましては、開設当初から使用をしておりまして、経年劣化が進んでおりましたので、来年度に交換を計画しておりましたところ、ことしの正月の休み明け営業の翌6日にボイラーの熱交換機が破損し、漏水を起こし、使用不能になった次第でございます。業者に緊急の修理依頼をいたしましたが、修理できる箇所ではなく、機械交換が必要との回答が出されておりました。それで、早速今後の対応を協議をしました結果、利用者が平木場、本川内を除くほとんどの地区から来られているということ、町民皆様の憩いの場、情報交換の場となっていることなどを考慮しまして、今回の補正予算に工事費をお願いして、早急に改修に取りかかるところでございます。

利用者の皆さん方には、いましばらく御不便をおかけいたしますけれども、早期の開業を目指しますので、しばらくの間御辛抱をお願いしたいというふうに考えております。

2点目の中尾城公園の第一駐車場の正月帰省者へ開放してはどうかということの議員さんの御質問ですけれども、現在、中尾城公園は12月28日より1月1日までを休園としておるところでございます。

駐車場の目的外使用につきましては、開園中に限ったものでありますが、申請があったものにつきましては、使用目的に公共性があり、責任者が特定できるものについては許可をしておるところでございます。

今後、休園中であっても、以上のような申請があれば、施設の管理をお願いすることになるかと思っておりますが、そういうところを検討をしていきたいと考えております。

議員御指摘の帰省者への駐車場開放につきましては、町としての管理責任がございます。また、利用がその施設の周辺の方々に限られることが予想されることから、公平性といった観点から見ても、難しいのではないかとこのように考えておるところでございます。

の3点目の公共施設の特別ケースの使用許可についての御質問でございますけれども、御案内のとおり、長与町におきます公共施設につきましては、それぞれの施設の設置条例、運営規則等において目的、休館日、開館時間、使用料など、施設の管理、運営に必要な事項が定められておりまして、これをもとに住民の皆さんの利用に供しているところでございます。

御質問の特別ケースの使用許可でございますが、条文の中に町長、例えば公民館であれば教育委員会になりますけれども、特に必要があると認めるときは、これを変更することができるなどの条文がうたわれておりますことは、御案内のとおりでございますが、その運用につきましては、明文化されたものはございません。その使用の目的等により、ケース・バイ・ケースで判断していかざるを得ないと考えておるところでございます。

想定されるものとしたしましては、災害時の避難場所としての開放など緊

急避難的なもの、広く公共の福祉に寄与すると認められるものなどがござい
ますが、いずれにいたしましても、臨時的、限定的なものになろうかという
ふうを考えておるところでございます。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)
西田議員。

17番 (西田 敏議員)
それでは、再質問をいたします。

まず、このちょっと今の町長の答弁でよく聞き取れなかったのが、販売、
売り出し時期がちょっとよく聞こえない。平成29年、ちょっと。

議 長 (山口経正議員)
建設部長。

建設部長 (鈴木典秀君)

売り出し時期でございますが、第1期は25年10月の予定と伺っており
ます。

議 長 (山口経正議員)
西田議員。

17番 (西田 敏議員)

まず、今回この榎の鼻については、質問の趣旨にも書いておりましたけれ
ども、非常にこの開発はもう目立つわけですね。もうだれでも、長崎市内の
人でも、あそこを通った人たちは、もう何が始まっとかというようなこと
で言っとるわけですが、私たちは以前からこの話はもう10数年になりますか
ね、発端のころから存じておりますけれども、町長も言われたように、この
税収の確保、それから人口増の意味からもですね、非常に個人的にも期待は
しているところでございますけれども、私これが土地の価格が一番、私は問
題になってくると思ってるんですよ。というのが、かつて長与町は坪40万
の団地が、10数年前はもう普通でしたよね。たくさんありました。そして、
これ具体的に言っているのかどうか分かりませんが、緑ヶ丘団地、最
後の大型開発だったと思いますが、あそこが当初40万で売り出されて、そ
うしたところがまなび野が坪30万というのがですね、一斉に30万の方に
流れて、緑ヶ丘団地がかなり売れ行きが悪くなって、長いこと放置というか、
なかなか売れ行きが悪かった。しかし、最終的には坪20万を切るぐらいの
価格まで落ちて、そうしたところがもう一斉に住宅が建ちましたよね。一
気に埋まってしまったというところですよ。

今の大体の相場、土地の相場というのは、大体もう20万前後かと思っ
てるわけですよ。先日、前回の議会のとときに、公営用地の価格が、同僚議員の
中から質問が出ましたよね。あれは1平方メートル当たり5万何がしと。そ
こで計算しますと、単純に宅地の場合、いろんなまだ附帯要素があるから高
くなると思うんですが、大体20万を超しそうかなというふうな感じがした
もんですから、ちょっと心配をしておると。私は20万を切らなければ、土
地はなかなか売れないだろうと。

今、長崎市とか諫早市もまた団地がたくさんできてますよね。なかなか売

れないようで、その中で今建築ブームになっとるのは、さくらの里ですかね。ここが、もうこれはインターネットでもありますが、坪当たりもう4万ですよ。そして今建築ラッシュですよ。ですから、一般の人というのは、その価格が安いもんですから200坪とか買って、大体今までの二世帯分を買ったりして、800万ぐらいで買えるわけですからね。今、なかなか売れないのが住吉あたりが、これはテレビでも出てますが、これ29万ですね。そして、諫早の方は19万、諫早の西部何とか、西部台グリーンヒルとかというのが、ここは15万ですね。先日、高田の、あの今度の開発のちょっと前にできたアップルタウン、ここが坪20万だということではいわれています。そして、私があとの関連にもなりますけど、高田南が、最近買った人は聞いたところによると22万だったということですよ。

ですから、この1から5にかけて全部ひっくるめてになるんですが、この平成25年の10月というと、もうことしのあれですよ、ことしですよ。恐らくそういうことになるだろうと、個人的には思ってたわけですが、この価格次第で売れ行きが大きく影響するだろうと思うわけです。

先ほど町長は、高田南は長崎市に近くて非常に有効な場所であると。ですから、売れ行きはということでしたけれども、まず今度高田南で、あと残ってる宅地が何戸ぐらいあるのか、予想されるのかですね。それから、この価格に、これまでの売れ行きはどのような状況だったのか。順調だったのか、やはり滞って、それから当初の計画よりも最近では下がってきているのか。その3点についてお伺いします。

議長 (山口経正議員)

ただいまの質問ですけれども、高田南の区画整理事業に対する影響に限って答弁をいただきます。

都市整備課長。

都市整備課長 (日野 勉君)

価格の件ですけど、さっき議員さんが高田南の例を言われましたが、多分それは町有地ということで、ちょっと安い分かなと理解しております。

高田南も榎の鼻も区画整理事業ですので、当然その売却益、保留地の売却益は事業に推進してまいりますので、減歩との関係もございしますが、高田南については、具体的にあとどのぐらい売れ残るとかということは、ちょっと今把握しておりませんが、価格的には順調にいったということで、保留地としては、平均で約200平米ぐらい、60坪ぐらいですので、30万弱ぐらいで順調にしております。

それから、今後の売れ行きの予想につきましては、先ほど町長が答弁で申しましたように、今北部の方は既に終わっておりまして、保留地の残りも二、三画だと思っておりますが、南東部の方は、今度は南向きになりますし、当然擁壁高とかもリニューアルといたしますが、2メートル以下ぐらいに抑えておりまして、価値としては望めますので、その分につきましては、ある程度希望的な観測を持っている次第でございます。以上のような状況でございます。

議長 (山口経正議員)

町長。
町長 (吉田 慎一君)
最初の質問であります榎の鼻土地区画整理事業の方ですけど、これは組合
施行でやってるというところでございますけれども、私ハウジングメーカー
の方とちょっとお話をしましたところ、やはりこちらは南向きということも
あります。そして、JR等々、交通網が非常にいいというようなことで、売
りやすいというようなことを言っておられました。
価格につきましては、恐らく需要と供給のバランスということになります
でしょうし、そこは組合の方で考えておられると思います。

議長 (山口 経正議員)
西田議員。
17番 (西田 敏議員)
今、兩名の回答を聞きますと、価格はその価格で順調に売れていくと、だ
ろうということですよ。

そうであれば、特段問題ないんですが、あと組合施行でありますけれども、
榎の鼻がですね。この販売の方法、これは住宅会社が広域を買い取って、そ
して販売をしていくという方法になるのでしょうか。

議長 (山口 経正議員)
建設部長 (鈴木 典秀君)
組合施行ということで、ディベロッパーで業者が入っております。そこか
ら資金を融通して造成をやりまして、そこが資金の返済のかわりに宅地、土
地をいただくということですので、そのディベロッパーが、これが宅地の
住宅メーカーあたりに売却する部分、それから地権者に戻ってきて、地権者
が宅地として持つ分というふうな格好になりますので、主に住宅メーカーあ
たりにディベロッパーが売却をいたしまして、住宅メーカーが建て売りにす
んのか、土地だけですか、その辺はもう企業のあれでございますので、
そういう格好になるかと思っております。

議長 (山口 経正議員)
西田議員。
17番 (西田 敏議員)
おおむね大体良好だ、この開発については、町としても余り心配をしてい
ないというように受けとめられましたけれども、あと公益用地については、
前回は質問が出て、いろいろあるんですので、あと商業用地で、先ほどイオ
ンということでしたけれども、今、長与町に不足しとる業種、例えば以前か
ら長与町には大型商業施設がないということで、長与の地勢から考えると、
誘致もいろいろ難しい点はあったんだと思いますけれども、今、食料品とか、
そういうものは大体賄えられてきとるんじゃないかと思とるんですよ。
ほとんど長与町の町民も7割以上が町内で消化をしとる。
具体的にはあれですが、最近は大型商業施設ではないでしょうが、農機具
とかなんとかの、農機具とかガーデンのああゆうやつの会社も、店もできま

したよね。これも今までは時津にしかなかったやつが、長与にできて、でもあそこも大変繁盛しておりますから。

あとどういうものが長与町に不足して、どれだけの購買が長与町にあるのかという方向から、あそこにできたとして、どういうものが効果があるかということは、町長はイオンの方とか、その辺からもう話は何っとるかもしれませんが、もう少し具体的にどういう、要するに販売の業種、ものですね。そういうものができるのかというところは、どの程度つかんでおられるのかをお伺いしたいと思います。

議長 (山口経正議員)
建設部長。

建設部長 (鈴木典秀君)

イオンさんという、イオングループと協議中と伺っておるだけで、その内容的なものは、当然向こうは自分たちで調査等々をして決めることだろうと思います。

それですから、そこまでの詳細なところは、まだイオングループと協議中ということだけしか聞いておりませんので、どのようなあれが入ってくるのかということまでは、まだこちらも承知しておりません。

議長 (山口経正議員)
町長。

町長 (吉田慎一君)

今、建設部長から話がありましたように、イオンタウンさんが入ってこられるということでもありますけども、やはり御商売ですので、どういうものが必要があるかということでお考えになるかと思うんですね。

その商売の中身につきましては、我々が入っていけない部分もありますので、そこは期待をしていきたいと思ってます。

それともう一つは、長与町の中央商店街の活性化等ともございますので、そのあたりと並行して発展していけるような、そういった状況であれば、なおさらいいと私は考えております。

議長 (山口経正議員)
西田議員。

17番 (西田 敏議員)

ちょっと最後になりますけれども、この高田南の土地区画整理事業の完成が平成29年、この榎の鼻の土地区画整理事業もたしか平成29年と、ほぼ同時期に完成する計画になっておるわけですが、その辺からもこの宅地の需要というようなものを私は心配して今回の質問をしたわけですが、この辺の再度お伺いしますが、この2つの並行ですね。300、先ほどまだ宅地が高田南の方については、残りはどれくらいになるかということはわからんという説明でしたけれども、通常まだ今から道路の整備とかして、ずっと先の方まで行ったとして、当初の計画からすれば、あと100戸か200戸ぐらいは計画に最初乗ったんじゃないかなと。合わせますと550戸ぐらいの宅地が29年までにできるんじゃないかと、宅地というか、戸数では

すね。順調に売ればですよ、29年までに家がどれくらい、経済情勢とか、いろいろあるとは思いますが、計画が成り立つわけですが、その辺はいかがですかね。

議長 (山口経正議員)

建設部長。

建設部長 (鈴木典秀君)

高田にしましても、榎の鼻にしましても、これが売れないと、事業そのものが成り立ちません。特に榎の鼻というのは組合施行でございます。あくまでその売れるということが目的でございます。先ほど町長の冒頭の答弁にもありましたように、地理的に長与町は周辺に比べてJRも通っておりますし、バス路線も充実しております。高田南につきましては、もう長崎市にすぐ隣接しているということ、それから榎の鼻につきましては、目の前に高田駅、長与駅、バス路線もすぐ近くを通っているということで、その点につきましては、あくまで組合施行の開発で、そういう売れ行き等々まで想定してこの事業に取り組んでおると思っておりますので、そこにつきましては、我々としては関知できない部分もありますけども、先ほどありましたように、土地の価格等々に影響する場合があります。そうなった場合には、地権者の減歩率の増減というものもありますし、いろいろな要素が出てくるかと思っておりますけども、売れることにつきましては、我々としましては、今聞いている範囲では、宅地のメーカーさんたちも十分大丈夫だというふうなことでお聞きしておりますので、その点は心配していませんのでございます。

議長 (山口経正議員)

西田議員。

17番 (西田 敏議員)

榎の鼻については、質問を終わります。

次、公共施設の有効利用については、まず丸田荘温泉施設の再開ということで、今、まだ次の再開の時期は明言されませんでしたけれども、このことの発端は1月に壊れて、もうこれはもう利用者から見ると、もう一つの自分の生活のワンパターンになっとるわけですね。必ずそのふろに入っていく。

先ほど延べ人数で1万人と、年間ですね、この丸田荘。逆に言うと、もう固定化された人がほとんど入っとるんじゃないかと思っとるわけですが、1万人を、あれは再開、休みはいつですかね。何曜日かは休み、毎日ですかね、連日。ちょっとそこをお願いします。

議長 (山口経正議員)

介護保険課長。

介護保険課長 (藤井尚武君)

丸田荘につきましては、火曜日が休業となっております。

議長 (山口経正議員)

西田議員。

17番 (西田 敏議員)

そうしますと、年間に300日ちょっとで1万人はあると、幾らですかね、

一日300人ぐらいですかね。300人は多過ぎるか。30何人ですね。これについても、この丸田荘と、あと上長与の温泉ですね。当初、これが故障して、ボイラーがもう変えなければいけないということで、かなり期間がかかるぞということで、今度は、今丸田荘に入ってた人たちが、どっと上長与の方に押し寄せたと。これは、私はじかに行ったわけじゃないですが、もう大変混雑をして、そして関係部長には話に行きましたけれど、延長をしてくれんかということでした。お願いをしましたが、予算の関係で、要するに管理人なり、管理者を延長させんばいかんということで、今のところ待ってくださいということだったんですが。これについては、即座にやはり対応すべきではなかったかと思うんですが、予算と言われれば、私たちもなかなか突っ込みにくいとこありますけど、こういう不測の事態ですので、その辺はいかがですかね。

議長 (山口経正議員)
生涯学習課長 生涯学習課長

(和泉嘉彦君)
上長与の憩いの場につきましては、生涯学習課の方で所管をいたしておりますので、私の方から述べさせていただきます。

1月の初めから、丸田荘の方がおふるができないというふうなことで、確かに上長与の憩いの場の利用者数がかかなりふえてるというふうなことは把握をいたしております。

二、三そういうふうな形で時間延長とか、そういう対応ができないかというふうなことで要望をお聞きしたところでございますけれども、一過性で、もう本当に一過性でぱっとふえてるのかなということも考えられたということもございます。そういうことで、約1カ月、2カ月近くですけども、状態を観察をさせていただいたところでございます。

先日、ちょっとその状況も含めて町長の方に御報告をして、対応についての指示をいただきまして、住民の福祉の向上につながることであるので、若干予算がかかることは構わないということで、時間延長するようにという指示を受けております。

確かに人の手配とか、いろいろございますので、準備が整い次第、できればあすからでも対応したいというふうな形で考えておるところでございます。

議長 (山口経正議員)
西田議員。

17番 (西田 敏議員)

今課長の説明では、もう即座に対応したいというようなことですけども、この上長与と、それからこの丸田荘が所管が違うわけですよ。この温泉に、今回ちょっと思ったんですが、この丸田荘についても、ある程度固定した人たちがおりますけれども、これは一時期何ですか、サービス券がここの費用で賄われつつの関係でサービス券がありましたよね。それを1,800円分申請をすれば、もらわれて、半額の50円で入られるということで、かなり問題、けんけんがくがくこれを廃止するという問題、それから、公平に使わ

れていないではないかということがありました。

今、お伺いしますと、延べ人数で1万人と、日割りにすると30数人になります。300人かな、300人ですね。この辺の問題はかなり解決して、不正使用はかなり厳しくチェックして防止するようになったと聞いておりますが、その辺はいかがですかね。

議 長 (山口経正議員)
介護保険課長。

介護保険 (藤井尚武君)
課 長 お答えします。

不正にといいますか、昨年度から補助券に名前を書く欄を設けまして、それにより持ってこられた方、それとチケットを1冊丸ごと持ってきてくださいというふうなお願いをしております、その点大分改善はされたものというふうに思っております。

議 長 (山口経正議員)
西田議員。

17番 (西田 敏議員)
はい、わかりました。

あとこのふるは、長与町民外の人でも有料で100円出せば入れるんですよ。そういう意味からしますと、大体なかなか難しいと思うんですが、町外の方が大体どれくらいできとるかというのは、もう把握は難しい話ですかね。

介護保険 (藤井尚武君)

課 長 23年度の実績で申しますと、町外者が2,789名と、延べで2,789名となっております。

議 長 (山口経正議員)
西田議員。

17番 (西田 敏議員)

延べ人数でいうと、約3割弱ぐらいは町外者ということですよ。

これ今のは丸田荘だけですかね。あっちの方は、あっちの方というか、ひっかけて申しわけないんですがね、上長与の方はいかがですかね。

議 長 (山口経正議員)
生涯学習課長。

生涯学習 (和泉嘉彦君)

課 長 上長与の憩いの場につきましては、町外者の入浴というのは一応認められておりません。町内の方のみということで対応させていただいているところでございます。

議 長 (山口経正議員)
西田議員。

17番 (西田 敏議員)

町外者の方も長与町のおふるにまた入りにくるというぐらいで、評判はいいんでしょうが、もう一つ、この丸田荘と、それから上長与、2つはおふるがあるということですね。

もう一つ、地域的に言えば、もう一つくらい必要ではないかなと思うんですが、非常にこれはお金がかかる問題でしょうけれども、例えば岡地区の方ですね。こういうところに例えば今度熱焼却施設もできるしですね、余熱をおふるとか何かに使うというような話もありましたけど、それはちょっとこの公共施設の有効利用という意味から質問をさせていただきますけれども、熱回収施設に関連して、そういう入浴施設とかとは、今吉田町長の現時点では、頭がないんでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

西田議員に申し上げます。執行機関が違いますで、それは質問範囲を超えておりますので、別の質問にしてください。

17番 (西田 敏議員)

はい、わかりました。

議 長 (山口経正議員)

西田議員。

17番 (西田 敏議員)

それでは、このおふろの件について、今回ちょっと考えさせられたのが、この料金がやっぱり高い、安いという話もいっぱいあるわけです。そして、町民でも、大体あの地域に、近くに住んどる人たちは結構行っとるわけですが、ちょっと離れますと、特に高齢者がおふろは必要だと思うんですが、車を運転してまでも、もう行けんという人たちですね。そういう面でどうかなと。ちょっとお伺いしてましたけど、丸田温泉の運営費は2,000万ぐらいかかるんですかね。本当は予算書を見てくればよかったですね、その辺はいかがですかね。

議 長 (山口経正議員)

介護保険課長。

介護保険 (藤井尚武君)

課 長 丸田荘の管理に要する費用につきましては、毎年2,000万円ほどかかっております。

議 長 (山口経正議員)

西田議員。

17番 (西田 敏議員)

2,000万ぐらいかかるということで、それが町民の比率的に、延べじゃなくて比率的にこれの費用がかかると。そうすると、使用料の100円が高いのか、安いのかという話も出てきますので、今後はあれですけども、早急にという、それから町長のさっきの答弁では、期日、想定のいつ完成するかという具体的なあれはなかったんですが、広報では一応書いてありましたけどね、故障をして迷惑ばかりけると。ちょっと今のところのめどで結構ですので、大体どれぐらいの費用がかかって、いつぐらいには完成をするという具体的な内容をちょっと教えてください。

議 長 (山口経正議員)

介護保険課長。

介護保険課長 (藤井尚武君)
 今回の補正予算でお願いしておる金額が2,000万円となっております。
 それと工事につきましては、8月末までには完成をさせたいということで、
 9月再開を考えているところです。

議長 (山口経正議員)
 西田議員。

17番 (西田 敏議員)
 8月末と聞いて、大体6月ぐらいかなと思っただけですが、やっぱり
 今回は8月ということで、大規模な改修及びボイラーの、恐らくボイラーで
 しょうけども、ボイラーの購入ということで、8月というのはもうやむを得
 ん期日でしょうかね。そこを。

議長 (山口経正議員)
 介護保険課長。

介護保険課長 (藤井尚武君)
 今回の工事につきましては、プロポーザル方式ということで、現在ボイラ
 ーがおさまっておりますボイラー室がかなり奥の場所にボイラーがございま
 して、設計を新たに組むのが困難ということもございまして、プロポーザル
 で業者の方に提案をしていただくということで、一、二カ月はおくれると
 いうふうなことになってると思っております。

議長 (山口経正議員)
 西田議員。

17番 (西田 敏議員)
 それではの(2)帰省客の駐車場の問題ですね。これについてですが、
 これは以前も同僚議員が質問をされて、町長の回答もまさしく管理責任とか
 いうことで出ましたけれど、私はことしですね、正月に1日、2日と、あそ
 こは日の出、朝日、初日の出を見るのにはもう最高の場所なんですね、中尾
 城公園は。展望台まで行くと、あそこはもう長与町の一番真っ先に日が当た
 るところですので、そうしたところがもうあの中尾城に登る道路沿いという
 のは、もう車がいっぱいとまっておるわけですよ。それで、もう道路と、そ
 れから、道路は比較的広いですけどね。それから朝の今度は11時とか昼ご
 ろになると、帰省の人ですよ。子供を連れて、結構寒いのに、あの公園に
 結構遊びに来てる。またこれももう駐車場の入り口のところに車置いたり、
 道路にいっぱい置いとるわけですよ。他県ナンバーですよ、その車も。以
 前も私は同僚議員が出したときも、あそこは開放していいんじゃないかなと
 思ったんですよ。例えば管理責任とか、そういうことは言われますけれども、
 こんなももう駐車場を、限定していつからいつまでだけは開放しますとしと
 けばですよ。そして、その中で起こった事故については、特例であけるわ
 けですから、責任を負いませんというふうなことで、もしあった場合に、そ
 れは管理責任、逆に問われますかね。そこをちょっとお伺いします。

議長 (山口経正議員)
 都市整備課長。

都市整備課長 (日野 勉君)
 お答えします。
 管理責任は、結論から言えば、当然公園施設の一部なので、管理責任は問われると思います。
 無料開放の園地だけの開放というのは、全国的にも、公園ですね、使用ですね、それは調べたんですけども、どこでもやっぱり駐車場は、そこに管理をする方がいない場合は、園地は開放しても、駐車場はやっぱり時間設定しているようでした。

議長 (山口経正議員)
 西田議員。

17番 (西田 敏議員)
 今の状況では無理だというふうに受けとめますが、よろしいですか。検討するとか、その辺は考えられませんか。やっぱりどうしてもそういう休みであってもですよ、園は閉めてあっても、長与に久しぶり帰ってきたという人たちは、だれも管理人はいなくても、当然中尾城公園はみんな入ってくるわけですから。だから、それは逆に言うと、今の説明からいくと、駐車場に限らず、園内に入ること自身がもうだめなんですかね。そういうことはないわけですか。

議長 (山口経正議員)
 建設部長。

建設部長 (鈴木典秀君)
 一応ですね、施設等々はしてませんが、答弁で申しましたように28日から1月1日までは休園という形をとっております。ですから、御利用される方はされてるんでしょうけども、本来は休園という形になってます。ただ、駐車場につきましては、初日の出云々ということであれば、町民の利用状況等々を勘案しながら、時間帯を設定してあげるとか、そういうことは考えられると思うんですが、原則、管理責任というのでも出てきます。
 それから、開放しっ放しということであれば、今議員さんは昼間とかいうことでありましたけども、夜間とかなんとなかになりますと、中央線から一步入ったところありますので、防犯的な面も考慮しなければいけないというふうなことがありますので、現段階では、管理をしていただけの方がいらっしゃるれば、休園中であっても開放することも検討できるんじゃないかなということ御答弁をさせていただいているところでございます。

議長 (山口経正議員)
 西田議員。

17番 (西田 敏議員)
 私も第一駐車場とかは特別にお願いして時間をあけてもらったりしたことあるんですよ。いろんな人が入るようにね。そういう意味でお願いはして、今までもあけてもらったことはあるんで、ちょっとあれなんですけども、やっぱり夜中通して、私がここに書いとるのは帰省客ですから、ずっと夜が問題なんです。夜と、車置くところがない。先ほど答弁の中でも、一部のあ

の地域の人たちだけの問題だということになっておりますので、そう言われるとやむを得ないかなと感じはしますけれども。

あと一つ、もったいないという感じがするわけですよ、何となくですね。あれだけが、もうあそこは100台、七、八十台置けるんですかね。そこに周りには入れない車がたくさんとまるとって、ちょっともったいないなという気はしますが、そういうことであれば、やむを得ないと思います。わかりました。

あとですね、この公共施設、駐車場の問題で、よくこのごろ感じるのが、今ちょうど確定申告があつてますよね。そして、確定申告があつて、私たちもこの議会があれば、みんな車で来とるわけですよ、もう大混雑をして。私の場合は比較的自転車で来ること多いんですが、やっぱり雨の日になれば車とか、後の用事があつたりすれば車で来て、でも大変ですよ。その車の今の実際に交通整理をされとるわけですよ。

果たして今、長与の役場前の駐車場が正当に使われているかということがあるわけですよ。以前、よく上から僕らも駐車場を見とつたら、第二駐車場ですね。奥の方、今水道局の先にある。あそこに車を置いてですよ、あの鎖からぱっとまたがって、外に出ていく人が、もう何人も、以前も見受けとるわけですが、最近では水道局ができて全く見えなくなつたんですが、その駐車場の管理という意味では、その辺は、これも以前、同僚議員の質問でもあつたかと思うんですが、その辺はどのように今されてますかね。

議 長 (山口経正議員)
管財課長。

管財課長 (山下多喜男君)

役場駐車場の管理の件でございますけれども、現在は夜間駐車をされているかどうかを、一応毎日チェックをいたしまして、そしてずっと調査をしております。何回もとめていただくような事例がある場合は、張り紙をして御遠慮いただきたいということで御連絡をさしあげておつて、そういう適切な使用になるように対策をとっている状況でございます。

議 長 (山口経正議員)
西田議員。

17番 (西田 敏議員)

その夜間ですよ。夜間というのは、要するにもうみんな役場もほとんど帰ってしまった以降、管理の人たちですよ。この人たちにチェックはされる。私は、問題にしたのは昼ですよ、お昼。夜はね、もうあいとるからやむを得んかなと、さっきのあれじゃないですけどね。昼がこれだけ混雑しとる。これはもうやむを得んこととって、あれですよ。ちょっとやっぱりそういうところで、もともとがこの狭い役場の駐車場ですから、これをどのようにするかということは非常に大切だと思つてますが、もうこのごろ一番思つるのは、もう交通整理の人、シルバーかどっかからの委託でやられとる。もうこの人たちがかわいそうなくらいですよ。もうどンドン両方から、この町道側のと小学校の方から、両方から一斉に入つてきて、もう駆け回つてですよ。で

すから、ああいって、今度相手もこの黄色線のあの車線を引っ張るところに車をいっぱい置いとるもんですから、もう今度は入れんわけですよ、ハンドルが切れずにね。こういうことはね、もう駐車場をつくれとはもう言えませんけど、ちょっと管理運営は考えるべきだと思います。

やっぱりどっかからこういう特例、特別な時期には、入る方向はどっか1カ所に決めるとか、出ていく方も1カ所。どっちから入って、どっちかに出るといふうなやり方をしないと。

今のところ事故という話も聞きませんし、車同士の事故、それから人をはねたという話も聞きませんで、大丈夫だと思っておりますが、起こったときが、これはまた非常に問題になるかと思うんで、その辺の検討とか、そういうことをちょっとされておるのかどうか、お願いします。

議 長 (山口経正議員)

管財課長。

管財課長 (山下多喜男君)

現在は確定申告があっておりまして、非常に来客の方も多く、車の移動でもう大変混雑している状況でございますので、そういう状況でございますので、町の公用車につきましては、現在長与小学校のグラウンドの方に移動させまして、できるだけ混雑の緩和に努めている状況でございます。

また、一般の方が非常に出入りが多いということで、警備保障会社とも毎日話をしておりますけども、できるだけそういう混雑が起こらないような対策をとってもらおうということで共有をしている状況でございます。

議 長 (山口経正議員)

西田議員。

17番 (西田 敏議員)

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議 長 (山口経正議員)

場内時計で13時まで休憩します。

(休憩11時30分～13時00分)

議 長 (山口経正議員)

休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を行います。

通告順2、吉岡清彦議員の 教育行政について、町のイメージアップ政策についての質問を同時に許します。

19番、吉岡清彦議員。

19番 (吉岡清彦議員)

では、質問に入ります。

まず、1点目の教育行政でございます。

昨今いろんな形でニュースでなっております指導者による暴力とか、あるいは暴行ですかね、これは体育系、体育だけでなくして、文化にも、文化系にも通じるんじゃないかと思っております。

そこで、本町の関係ですから小・中学校になると思いますけれども、おける指導者、これは先生含め、あるいは外部からの監督さん、あるいはコーチ

もあるでしょう。そういう方々の体罰ですかね、そういうものがどういう形であってあったのか、全然なかったのか、今までですね。あるいは発生してあったら、どういう形でそれがまた対策に取り組んできたのか。あるいは生徒同士、上級生が下級生を指導するという場合もあるでしょう。そういう場合もどういう形で発生してあったのか、あるいはまた解決に向かってきたのか、そういうものについて（１）番ですね。

（２）番として、常に私が提言してるのが、緑ヶ丘団地があるわけですがけれども、当初は洗切小学校区ということで１００％洗切小学校には通っておりました。それが途中から自由選択校区に入りまして、今現在進んでおるわけですがけれども、現在の状況を見ると、どうしても生徒数が、長与小学校に生徒が多い。それからすると、制度上いつまでもこの制度を残していくからには、校区変更ですね、そういうものに取り組んだらどうかというのは常々言ってきたわけですが、そういう状況がどういう形で検討されてきたのか、それが（２）番です。

（３）番で、午前中にも出ておりましたけども、榎の鼻団地、ここの校区がどういう形になっていくのか。やっぱり自由選択制でいくのか、あるいはもう指定された１校に、長与小学校か南小学校、どちらかわかりませんが、そういう体制をもう考えていかなきゃならない。これは何回か前にも指摘したことありますけども、どういう形で今検討されておるのかをお聞きます。

町のイメージアップ政策でございますけれども、長与町も市に匹敵するような都市化されてきております、大型団地を含めてですね。これもどういう形で長与のイメージアップを図るかという観点から、私も常々提言をしてまいりました。きれいに区画された団地、特に大型団地なんかというのは、もう一つの町に匹敵するぐらいの面積、戸数もあるわけですから、わかりやすく、親しみやすい住居表示、そういうものにしていくべきではないかというのが常々提言をしてきておりました。一番いい例が、まなび野がきれいな町並みで、また１丁目、２丁目という形でできております。やっぱりそういうのに長与町もこれから取り組んでいく必要があると常々言ってきておりますけども、どういうふうにご検討されているのか。

（２）が、先ほどの仮称、榎の鼻団地、これもこれから期待される長与のメインでございます。ただ単なる何号で終わるのか、今言ってるようなまなび野１丁目、２丁目、そういう形でやっていけば、よりまた長与町のイメージがアップするんじゃないかという、今までもそれを提言してきておりましたけども、町としてどういう形でこういうのに取り組んでいくのか。

以上、大きな項目で２点質問いたします。よろしくお願ひいたします。

議 長 （山口経正議員）

町長。

町 長 （吉田慎一君）

午後一の議員さんの質問でございますけれども、お答えをしてみたいと思っております。

1 番目の御質問につきましてですけれども、この大型団地や区画整理された場所に対するわかりやすく、親しみやすい住居表示への取り組みということでございますけれども、私の方からは、この2番目の町のイメージアップ政策についてということにつきまして回答をさせていただきたいなと思います。

1 番目の御質問につきましては、所管をいたしております教育委員会の方から回答をさせていただきます。

1 点目の大型団地や区画整理された場所のわかりやすく、親しみやすい住居表示についての御質問でございますが、議員御指摘のわかりやすい住居表示とすべきこと、またこのことが町のイメージアップにもつながるという点に関しましては、私も基本的に同じ気持ちで理解できるところでございます。

ただ、住居表示に関する法律に基づく既存の市街地の住居表示の変更につきましては、現在の字が既に行政区域として、また住民の生活単位としてなれ親しまれていること、さらにまた仮に住居表示を変更する場合には、膨大な費用と期間、そして住民の皆様方の御負担や手続などが発生することを考慮いたしますと、難しいのではないかなと考えておるところでございます。

一方、今後開発される土地区画整理事業などによる団地につきましては、その団地の規模や住民の利便性、また字の区域を新たに画することの既存の字界に与える影響などを総合的に勘案し、その個別の状況に応じて判断していくべきものではないかと考えておるところでございます。

2 番目の榎の鼻団地について、まなび野団地を見本とした住居表示を取り入れるべきと思うが、どうかについてでございますが、榎の鼻区画整理事業につきましては、組合施行として地区面積おおよそ22.6ヘクタール、計画戸数おおよそ350戸、計画人口おおよそ1,000人が予定され、現在、事業に着手されている状況でございます。

この開発団地の住居表示につきましては、土地区画整理法に基づく換地処分による手続となりますが、換地処分の結果、字の区域の変更などが必要となる場合は、議員御指摘のまなび野団地と同様に、地方自治法第206条第1項の規定により、町が議会の議決を経て定めることとなります。

したがって、施行者である組合の意向が固まり、組合の要請により町と組合との協議がスタートすることになるわけでありませう。

町としましては、組合と十分に協議を行っていく所存であります。先ほど述べましたその団地の規模や住民の利便性などを総合的に勘案し、判断すべきものと考えておるところでございます。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

教育長。

教 育 長 (黒田義和君)

1 点目の教育行政について、(1)本町の小・中学校における指導者による体罰状況の把握とその対策、またいじめ類の把握と対策について回答いたします。

文科省は大阪市の高校生が体罰を受けた後、自殺した問題を重く受けとめ、

全国一斉に実態調査を行うよう通達を出しております。これを受けまして、県下の教育長会が招集され、その調査方法や調査内容についての説明会がありました。

今回の調査対象はすべての小・中学生及びその保護者とすべての教職員であり、時期は平成24年4月1日以降に生じた事案としております。

長与町におきましては、2月21日に調査用紙を配布し、2月末までに回収し、現在管理職が開封作業を行っているところでございます。

一方で、この実態調査には少し時間がかかるだろうということで、町独自でも実態把握を行いました。具体的には、現段階で校長が把握している範囲で、これは体罰ではないかなと思われる事案を報告してもらいました。それによりますと、教職員が2件、外部指導者が2件ほど上がっております。

これらにつきましては、校長が当事者を指導したり、保護者に説明し、謝罪したりして、現在は解決しております。

体罰禁止、根絶の対策でございますが、大阪の事案が報道された後、すぐに町内校長会や郡校長会を開催し、体罰根絶の指導をお願いしたところでございます。

また、体罰は法律で禁止されているというものの、どこまでが体罰かという定義があいまいだなどという意見がありましたので、文科省から出されている児童生徒の懲戒、体罰に関する考え方という通知文を町内すべての教職員に配布し、各学校でしかり方の研修会を開くなどして、その根絶をお願いしているところでございます。

また、小学校スポーツ教室の指導者には、1月末に文書を送付し、体罰禁止、根絶のお願いをしたところです。中学校の部活動外部指導者にもプリントを配布し、校長やPTA会長が直接お願いをしているところでございます。

いじめにつきましては、昨年9月議会で1学期分の報告をしましたが、その後も調査を継続しております。それによりますと、9月以降のいじめの認知件数は、小学校で37件、中学校で24件となっております。そのいずれも早期に把握し、指導していますので、現在問題は解決済みとなっております。ただ、1学期に比べて認知件数が減少していないのは、子供たちがやはりこのいじめに関しましては非常に敏感になっておりまして、アンケートに回答していることも要因の一つであるようでございます。

今後ともいじめ根絶へ向けて指導の徹底と早期発見、早期対応を基本に取り組んでまいります。

2点目の緑ヶ丘団地は選択制を残しながら、校区を洗切小校区から長与小校区へ変更すべきと思うが、検討状況はどうなっているかでございますが、緑ヶ丘地区の校区につきましては、これまで何度も御意見をちょうだいしておりますが、この校区を変更するということは、なかなか容易なことではございません。通学区域検討委員会でも検討いたしましたが、確かに子供の数にはアンバランスがあるものの、現状のままという意見で現在落ちついております。

コミュニティー活動や学校選択の実態から考えますと、長与小校区へ変更

した方がよいという御意見も理解いたしますが、私が懸念しておりますのは、洗切小学校が6年間通してクラスがえができないような状況が見えてきたとき、つまり全学年が単一クラスになりそうなときは、その以前に選択制を見直すことも考えないといけないでしょうから、おいそれと今校区を変更するわけにはいかないとも考えているのでございます。

毎年ゼロ歳児から統計をとり、児童生徒数を予測していますが、当面は全クラスが単一クラスとはなりませんので、これまでの答弁どおり現状でいきたいと考えております。

3点目の仮称、榎の鼻団地の学校区の決定についてでございますが、榎の鼻団地の校区につきましては、通学区域検討委員会で慎重に検討した結果を教育委員会にかけまして、小学校区を長与小学校、中学校区を長与中学校とし、選択地区とはしないと決定したところでございます。

子供たちの受け入れ態勢でございますが、もし榎の鼻団地が完売し、しかも緑ヶ丘地区の現状の選択状況のままだと仮定した場合でも、最大でも長与小学校は920から30ほどの児童数となりますが、長与小学校の教室の数や給食施設等などは十分に対応できますので、心配はございません。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

吉岡議員。

19番 (吉岡清彦議員)

では、上の方の1番の方からいきたいと思います。

今、るる体罰といいますが、先生の指導法について詳しく説明がありました。この指導というのは、確かに勝たなきゃならない、あるいは優勝しなきゃならない、あるいは全国大会行かなきゃならない、それはもう体育を含め文化を含めて、音楽祭とかいうようなものがありますので、指導者の心構えじゃないかと思っております。今、長与におけるそういう独自の調査で、校内における2件ですか、それで、外部者による2件、これが多いのか少ないのかわかりませんが、うまく解決しているんな指導法をやっているということでございますので、それはそれで安心しております。

ちょっとこれは余談になりますけども、ある学校の中学校の体育先生が式の練習中に首の骨を折って自殺まで考えた状況の中で、努力されて動けるようになったわけですけども、その方もやっぱり体育系でしたから、常に常勝、勝つですよ、勝って花園に行くとか甲子園に行くとか、あるいは全国大会に行くとか、あるいは勝って皆さんから褒められるとか、やっぱりそういう気持ちであったわけでしょうけども、そういう状況を、自分がなって、同じ「じょうしょう」でも、今度は常に笑うといえますかね、そういうような気持ちになって、また今、体育、その学校はやめてますけども指導して回ってる、講演して回っていると、本を私も読みましたけども、確かに指導者としては物すごいやっぱりプレッシャーがあるんじゃないかと私も思っております。これはなってみないとわかりませんが、しかし、側面からこういうことを教育委員会を初めて、あるいは本当ならば父兄の方がそういうのに心を逆

に和らげんばいかんとでしょうけども、やっぱり勝たなきゃならない、そういう気持ちが強くなれば、違った方向に指導、体罰に行くんじゃないかと思っております。今の教育長の報告の中で、うまくこれからもやっていくということでございますので、これはこれで終わりたいと思います。また、あと二、三名、こういう問題についてありますので、これはこれで終わりたいと思います。

次が、この学校選択制ですね。私もこれを導入するとき、その当時の教育長が徳永教育長さんだったですかね、ちょっと説明会をやるということで開始されてきたわけです。そのとき私も地区の方に行っているんな懸念のことを説明したことあるんですけども、この議会でも平成10年6月議会でそれを私も取り上げてきてから、ずっと今、こう来とるわけですね。小規模校になる、ひょっとしたらですね、小規模校になる可能性もあるんじゃないかって、やっぱりそういうときどうするのかとか、あるいは、今度同じ地域内で、今言っているように、半々ぐらいであれば私も余り心配しないんですけども、もう90何%がこうやって、あそこの場合であれば長与小、小学校にも行ってるわけですね。それからすると、もういつまでも洗切小校区というよりも長与小校区に変えて、そして選択制を残すならば洗切小学校にも行けるシステムやっていけばいいわけですかというのは、常々私なりに提言なり提案なりしてきてとるわけですね。もう十何回になるとは思いますけどね。今の教育長のあれからすると、現状のままでいきたい、あるいは教育委員さん全員が、全員だったですかね、大方の方々が現状のままでいいという話のようでございますけども、それで、再度ちょっとそこのところ、教育委員の意見として、メンバーのちょっとそこのところ、再度お尋ねします。

議 長 (山口経正議員)

教育長。

教 育 長 (黒田義和君)

先ほど回答しましたのは通学検討委員会の皆さんの御意見ということで、教育委員の意見とは話しておりませんでしたけども、教育委員会でも積極的にこっち側にすべきだ、こっちにすべきだじゃなくて、今、私が話したような意見で当面は行かざるを得んのかなという、そういうニュアンスでございます。

議 長 (山口経正議員)

吉岡議員。

19番 (吉岡清彦議員)

もう一つ、ちょっと気になったのが、単一クラスになる可能性もあるから、ひょっとしたらまた残しとって、100%洗切小校区に変えるという、そのとり方でいいんですか。私がとり方したのが、そういうちょっと、私なりに聞いたわけですけど、またバックして洗切小学校に100%行くという、考えておるんですけど、ちょっとそこのところを。

議 長 (山口経正議員)

教育長。

教育長 (黒田義和君)

そここのところはこういう見通しでございます。すべてが単一クラスになりますと、小学校に入ってから卒業するまでずっと同じクラス、そして、やっぱりうまくいってる子はいいけども、そうでない子もいる可能性もありますので、やはり年が変わるごとにクラス編制をした方がいいんじゃないだろうということで、文科省も適正規模の学級数として12クラスから18クラスが適正規模ですよという指針は出しております。ですから、それからしますと2クラスぐらいがいいのかなちゅうことで合致してるんですが、もし仮に全部単一クラスになるぞというのは、もう生まれたとき、ゼロ歳児から見ればわかるわけですね。そうしたときには、もうその前に、五、六年前から対策を打たんばいかんと。どういう対策かというのは今ここで言明できませんけども、検討をしなければいけない。その検討の選択肢には向こうに戻すとかいうのも考えられますが、まだ私はこの段階では戻すということは言ってないわけで、検討を見直す、検討をしなければいけないかなと。しかし、そうなる前にもっといい方法があるだろうと。例えば、ニュータウンがあれば空き地ができていってる中で、あそこを人口をふやす方法を我々も考えるし、皆さん方も考えていただけんかなと。そうすることによって人口5万を目指すことにもつながるのかなと。そちらの方が先じゃないかなというふうに考えたりもしております。

議長 (山口経正議員)

吉岡議員。

19番 (吉岡清彦議員)

そういう懸念は、だから、あったから平成10年の6月議会、あるいはその前の地区説明会でも小規模になったときに大変なことになるんじゃないかって、行ったり来たりしなければならぬという、そういうのを提言してきたわけですね。しかし、導入をした結果、今、心配するような、ちょっと私なりに今、教育委員会を通して調べてみたわけですが、去年の入学者が小学校に去年入学して、ゼロですもんね、資料からするとですね。45名がおられて、長与小学校で100%、45名、その前が、4名対43、3対55、3対39、3対42、1対34、ことしの6年生が1人しかおらないわけですね、洗切小学校にはですね。そういうぐあいに、本当にもう100%近い子供さんたちが長与小に子供は入ってるわけですよ。それからすると、また無理に洗切小学校にこれをすると大変なことになるんじゃないかという、また懸念するわけですね。ことしが、だから25年度がたまたま4名ですか、4名あって、長与小学校に55名、59名のうちに4名と55名。

今度は、4名の中で洗切小学校に行きたいという生徒さん及び親御さんの希望というのは、洗切小学校に特徴があるからやっぱり長与小学校よりも洗切小学校に行きたいとか、やっぱりそういう希望で行かれるのか、ちょっとそここのところの、わかるとればちょっとお願いします。

議長 (山口経正議員)

教育長。

教 育 長 (黒田義和君)
 全員に、その4名の方、3名の方、一人一人に確認はしておりませんが、やはりきめ細かな指導が行き届くから、そして自然が豊かだからということで行かれてる話は聞きましたし、転校して来られた方で、両方比べて、今のような理由から洗切の方に行きたいというふうな、そういう状況でございます。

もう一つ、私どもが渡しました資料にないものとして、緑ヶ丘には洗切と長与小以外に、私立学校に行ってる子どもおれば公立に行ってる子どもいるわけですね。そういう状況でございます。

議 長 (山口経正議員)
 吉岡議員。

19番 (吉岡清彦議員)
 何か、どちらに行くかという、申し込むときに、そこには書かないんですかね、今はちょっと、聞いたらわからないとおっしゃったですけども。ひょっとしたら、兄さん、姉さんがおるからもう行くとか、そういうようなのは書かないんですか。ちょっとそここのところを再度お尋ねします。

議 長 (山口経正議員)
 教育次長。

教育次長 (勝本真二君)
 一応、本町の場合は8月の段階で希望調査をしまして、それで、9月までには返事をするという格好でありまして、今、先ほど委員さんがおっしゃられたことに対しまして、一応、子供たちと保護者が、やはり兄弟がいるとか、今言ったような環境がいい、個別指導あたりが徹底するからとか、そういう希望で洗切小を緑ヶ丘の子供たちの中から何人かは希望してるような実態です。以上です。

議 長 (山口経正議員)
 吉岡議員。

19番 (吉岡清彦議員)
 私の提案としては、そういう校区名を変えて、そして洗切小学校に行った方がいいんじゃないかという、提案、提言ですけども、教育長の今のあれでは現状のままでいくということで、それはそれで特徴ある学校を目指してまた指導願いたいと思っております。

次の仮称榎の鼻の件ですけども、再度お聞きします。小学校は長与小学校で中学校は高田中、ちょっと私、そういうふうに聞いたんですけど、それで。再度、ちょっと私が間違っておればちょっと書き間違いです、何かほかとしよったが。済みません、ちょっと。

議 長 (山口経正議員)
 教育長。

教 育 長 (黒田義和君)
 私、申しましたのは小学校が長与小学校、中学校は長与中学校でございます。選択制はしない。

議 長

(山口経正議員)

吉岡議員。

19番

(吉岡清彦議員)

どうも私の書き間違いで申しわけございませんでした。小学校は長与小学校、中学校は長与中学校、選択制はしないと、そういうことですね。はっきりわかりました。

じゃあ次に、町のイメージアップ政策について入りたいと思います。町長の答弁で、確かに今までもお金がかかる、膨大な費用がかかるとか、なれ親しんでるのが消えてしまうとか、そういうものを常々前町長も言っておられました。新町長に対してはこの問題は初めての私は提言、提案じゃないかと思っております。町長としても、基本的にはイメージアップでそれは賛成できるけど、個別になるとなかなか大変だなという、それは私なりにもわかっておりますけども、しかし、こういう問題については、市を目指す長与町といたしましてはやっぱり取り組んでいく大きな課題じゃないかと。結局、一つの形はできてくるわけですけども、私が常に視察行ってみるのが、いろんな町のやっぱりこういう、どういう番地になってるのか、この町はどういう区画整理してどういうイメージアップを図っておるのか、よくそこを私なりに見るわけですね。分校なら分校でいってもそういう形で見えるわけですけども、だから、もう常に新しいところではやっぱりそのように変更しとるわけですね、これはですね。これ、私が取り上げたのがちょうど議員になって1年目ですかね。サニータウンが開発されるときに、やっぱり長与もこういうものに取り組んでいかなきゃならない、新しい長与のイメージアップのためにこれに取り組んでいく必要があるのではないかというのを取り上げてきたのが出発点でございます。残念ながらサニータウンもなかなか難しい番地の構成になっております、あれはですね。緑ヶ丘にしても一緒です。ようやくまなび野で、やっぱりあれはそれだけのまちづくりに自分たちから取り組んできたという実績じゃないかと思っておりますけれども、ああいう立派な構成な町並みをし、またイメージアップしてきたわけですね。やっぱりそれは見本として行政側もそういうのに取り組んでいく必要があると思うわけですね。だから、今、この榎の鼻にしる、高田南にしても、高田南の場合は、前回質問したときには、そういうものに取り組んでいくという話も承っておりますのですね。だから、町としてもそういうものにどういう形でイメージアップをしていく、そういう基本的なことをやっぱり町長自身も頭から離さずに取り組んでほしいわけですけども、再度お尋ねします。

議 長

(山口経正議員)

町長。

町 長

(吉田慎一君)

今、議員がおっしゃったように、私も町のイメージアップというのは大事だと思うんですね。やっぱり入ってこられるときにどういう町かという、皆さん見られるだろうと思うんです。そのうちの一つがそういった表示の問題、住居地の問題だったとは思いますが、ただ、その中には字とかそ

った名前をつけた方がいいよと、旧来どおりの名前の方がいいよとおっしゃる方もいらっしゃいます。私は、イメージアップにつきましては新しくまたまなび野というのができたときにそういったことをしまして、一定の評価もあったかと思うんですけども、イメージアップにつきましては、今、既存である字表示をしておるところ等々につきましても含めまして、そういった表示だけではなくていろいろな町の取り組み要素、そういったものを勘案しながらイメージをアップしていきたいというふうに考えてるところでございます。

議 長 (山口経正議員)
吉岡議員。

19番 (吉岡清彦議員)

仮称榎の鼻に入るわけですけども、確かにこれも民間団体です。まなび野も民間団体がやって、ああいう長与で初めての形の団地をつくったわけですね。だから、町としても町サイドからそれに向かって指導あるいは提案、提言して、町の本当の中心ともなる地域ですので、取り組むような指導体制というか提言というか、やっぱりそういうのもしていく必要があると思うんですけども、そういう点、どうですかね。お尋ねします。

議 長 (山口経正議員)
町長。

町 長 (吉田慎一君)

議員おっしゃることはよくわかります。それで、一応この榎の鼻団地につきましては組合施行ということでございますので、そのあたりは組合の方々と十分協議をいたしまして、どういう方向性でいったらいいか、さらなる検討をしてみたいと思っております。

議 長 (山口経正議員)
吉岡議員。

19番 (吉岡清彦議員)

しっかりした町のイメージアップを考えていくなれば、もう執拗には言いませんけども、やっぱり行政サイドの方から長与のまちづくりはこういうまちづくりを目指してるんだ、やっぱりそういうのの強く提言、提案、申し入れて取り入れていく必要があると私は思いますね。ただ、向こうのこういう、ただ単なる今までの、あそこが嬉里郷になるんですかね、高田とまたがってると思いますけれども、そういうことのないように期待しながら私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議 長 (山口経正議員)
場内の時計で13時50分まで休憩いたします。
(休憩13時37分～13時50分)

議 長 (山口経正議員)

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順3、山口憲一郎議員の 町の各種委員会・審議会について、 町の文化財の保護についての質問を同時に許します。

15番

15番、山口憲一郎議員。

(山口憲一郎議員)

皆さん、こんにちは。昼から2番目で、ちょっと目が覚めた時期だと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは早速質問に入ります。質問のテーマとして、今回は町の各種委員会・審議会について、2つ目に町の文化財の保護について、2つの質問をさせていただきます。

1番目の町の各種委員会・審議会について。

現在、実施されている各種委員会・審議会の設置につきましては、町の行財政運営に住民参画、協働の観点から幅広い視点での検討、答申、意見具申を効果的に取り組んでいく施策として大いに期待をしているところであります。現状では30近くの委員会、審議会が設置され定期的な会議が開催されており、数多くの住民が審議会等に参加されているようであります。当然ながら、それぞれの委員会等では真摯な論議がなされていると思いますが、一方で、実態としてなかなか一般の住民になじみがなく、何を行っているのか、どのような成果が出ているのかわかりづらい状況にあるのも事実ではないでしょうか。30もの委員会等がどのように機能し町の行政に活力を与えているのか、また、町民の意向を反映し、どのような成果を出しているのか、町の委員会・審議会の透明度をもっと高めて住民に周知すべきと思われまふ。さらに、重複も含めて相当数の委員を抱える中で、費用対効果の観点からも一定の成果の把握が必要ではないでしょうか。ともすれば行政主導の形式的な委員会運営になりがちなこと懸念される中で委員会の構成や効果的な運用は行われているのか、また、課題によっては集中的な審議も必要ではと思われまふが、年に一、二回の消化委員会的なものはないのかなど、疑問もあります。町の各種委員会・審議会が真に町民の意見を反映し、住民参画のまちづくりにどのように寄与しているのか質問をいたします。

委員会・審議会の基本的な考えについて。数多くの委員審議会がありますが、町はこれらの委員会についてどのような考えで設置しているのでしょうか。また、各種委員の選出についてはどのような方法で行われているのかお伺ひをいたします。

委員会・審議会の評価について。一定の課題やテーマを持って委員会が実施されていると思われまふが、結果についてはどのような評価がなされているのかお聞かせください。

委員会・審議会の周知について。住民参画と言いながら、実態については町民に十分知られていないようですが、どのように委員会・審議会の周知が行われているのでしょうか、お聞きをいたします。

次に、大きい2番目の町の文化財の保護について質問をいたします。

町の貴重な財産である歴史的な文化遺産については、町民が共有の財産としての意識を持ち、保存、継承に努めなければならないと思われまふ。指定文化財である五輪の塔群や寺屋敷跡なども、重要な遺跡の保存整備はもちろんのことであります、そのほかにも数多くの史跡が存在しており、今度、哲

夫先生が発行された「長与ぶらり散歩」に詳しく紹介されているところであります。また、全国で唯一の磁器三彩である長与三彩についても焼成されていたことが明らかになり、登り窯跡が残されていますが、このような町の文化史跡については貴重な財産として後世に引き継ぐとともに、住民の誇りとして一層の活用が望まれるところであります。そこで、町の文化財について質問をいたします。

歴史的な文化史跡管理について。町の文化史跡についての基本的な考え、管理についての具体的な施策はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

文化史跡の住民への周知について。文化史跡は町の宝であり誇りとすべきものでありますが、一般に知らない人が多いのではないかと思います。貴重な財産の紹介について、町は具体的にどのようなことを行っているのかお聞かせください。

長与三彩について。長与三彩について町はどのように考えているのかお聞きいたします。また、皿山の登り窯跡についてはどのように対処するのかお聞かせください。

以上、質問をいたします。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

では、山口議員の御質問にお答えをいたします。2番目の御質問につきましては、所管をいたしております教育委員会の方から回答をいたします。

私の方からは1番目につきましてお話をさせていただきます。まず1点目の委員会・審議会についての基本的な考え方についてでございます。

本町においては、現在、多くの委員会・審議会が議員おっしゃるように設置されております。地方自治法の規定により法律または条例に基づいて設置されたものと、それ以外により設置されたものがございます。いずれの委員会等も、町政に対する町民の幅広い意見や専門的観点からの意見の反映並びに公正な行政運営の確保及び透明性の向上を図るために設置はされておるわけでございます。

また、委員会等の委員の選出につきましては法令等で選出区分の定めがあるものもございますが、現状では、学識経験者、町政についてすぐれた識見を有する方、各種団体の代表者及び一部公募により現在のところ対応をしておるところでございます。

の委員会・審議会の評価についてでございますが、委員会等は、御指摘のとおり、一定の課題やテーマを持って開催がなされておるわけでございます。町政に対する町民の幅広い意見や専門的観点からの意見具申等により、新たな視点で今後の町政、まちづくりに反映させることができていると現在は評価をしておるところでございます。

委員会・審議会の周知について、3番目でございますけども、一部は広報、ホームページなどで周知をしておりますが、現状では不十分な面もあると考

えております。今後、周知の内容等には十分研究・検討を進めてやっていきたいというふうに考えております。以上です。

議長 (山口経正議員)

教育長。

教育長 (黒田義和君)

2点目の町の文化財保護について、(1)歴史的な文化史跡の管理について回答いたします。

町内には、現在27カ所の遺跡が確認されており、その内容は旧石器から近世に至るまで多岐にわたっております。県指定史跡の五輪の塔群や町指定の中尾城土塁のほか、長与皿山窯跡や堂崎遺跡など多数の出土品や、いまだ多くの遺物が含まれる良好な地層を抱える遺跡もあり、町としては、これらを重要な文化遺産として長く将来へ向けて受け継いでいくことを念頭に、保存・管理を行っているところでございます。

また、埋蔵文化財につきましては、遺跡の存在する可能性のある地域で開発計画が発生した場合、必ず文化財保護部局と開発部局で遺跡の有無や状況や工事内容の確認などを行った上で当該遺跡の取り扱いを協議するよういたしております。

2点目の文化史跡の住民周知について回答いたします。町内の史跡や遺跡につきましては、これまで町で作成しておりますウォーキングマップや広報誌やホームページなど、さまざまな方法で紹介しております。また、遺跡等につきましては可能な限り案内板を設置し、遺跡に関する説明を掲載しております。毎年6月には、役場の新任職員と町内小・中学校に初めて勤務する教職員を対象に町内史跡めぐりを行っております。また、町内にございます郷土誌友の会との共催による歴史講演会や史跡めぐりなど、町民を対象にした催しを通じて周知を図ってきたところでございます。

今後は、さらに生涯学習活動の一環として、郷土史講座的な企画のほかに、発掘調査などの機会に現地説明会の開催などを視野に入れて一層の啓発に努めていきたいと考えております。

3点目の長与三彩について回答いたします。長与焼には、一般的な染付の皿や茶わんなどのいわゆるくらわんか手と呼ばれるものと、黄色や緑や、なす紺と言われる色鮮やかな釉薬で彩られる長与三彩とがございます。長与焼をめぐっては、これまで昭和48年に物原を2カ所、平成5年に登窯本体の発掘調査を実施し、また、平成17年には登窯に隣接する私有地の調査をさせていただいたところでございます。

過去2回の調査から、長与三彩は登窯とは別に存在する窯で焼かれた可能性が高いと推測されたことから3回目の調査を実施したところ、甕の中に、緑釉の陶片や窯道具等と一緒に、廃棄したような格好で長与三彩の平皿の破片が出土いたしました。この発見によって、これまで多くのなぞに包まれていた長与三彩は長与の郷土を代表する文化財であることが揺るぎないものと確信されたところでございます。

今後、全国へはどのような経緯で広まっていったのかなどについての調

査・研究も進めてまいりたいと考えております。また、現在、町として4つの作品を所有しておりますが、機会があれば新たな収集についても検討してまいります。登窯跡につきましては、一部まだ買収に同意いただけていないところがございますので、町有地として安定的な保存・管理に努めたいということから、これからも粘り強くお願いをしてまいりたいと考えております。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

山口議員。

1 5 番 (山口憲一郎議員)

今、詳しく回答いただきましたけども、1番目の各種委員会、審議会に入る前に、今回、私が質問する委員会、とらえ方について述べてから質問に入らせていただきたいと思えます。

町の委員会、審議会については、それぞれの目的や活動により役割が異なることは私も承知しております。今回、質問の趣旨として町の制度や政策に住民の意見を反映する委員会・審議会としてとらえて質問をしたいと思えます。したがって、町が出してる執行機関並びに各種委員名簿に記載されている委員会の中でも具体的な活動が主体となる交通指導委員や体育指導委員、民生委員などは除外して考えておりますので、そのつもりで答弁をお願いしたいと思います。

それでは早速に質問に入らせていただきたいと思えますけども、今の考え方をもとにして、今現在幾つの委員会・審議会があるのか、また、総数で何名の委員がいるのか、ちょっと急に言うて難しいかどうかかわからんですけども、わかればお願いをいたします。

議 長 (山口経正議員)

総務部長。

総務部長 (葉山義文君)

今、総数で何名の委員がいるのかということでございますけども、今言われました交通指導委員とか体育指導委員とか各種委員さんも除外をいたしまして、現在、39の委員会・審議会がございます、449名の委員にお願いをしてる状況でございます。

議 長 (山口経正議員)

山口議員。

1 5 番 (山口憲一郎議員)

びっくりしましたけども、非常に多くの委員会などがあって、委員の役割を担っている重要な施策等を考えております。びっくりしております。

そこで、公募について次、お聞きしたいんですけども、委員の選出について、第8次総合計画の中でも公募制の導入が計画されております。答弁の中でもそのようにおっしゃられたようでございますけども、この公募制導入の計画されて、これはどのようにになっているのか、どのようにして公募をしているのかお聞きをいたします。

議 長 (山口経正議員)

総務部長
 議 長
 1 5 番

総務部長。
 (葉山義文君)
 今、確かに、御指摘のように8次総合計画は町民のまちづくりの参画意識を高めるということで公募制の導入を掲げておるわけでございますけども、確かに、さっき答弁をいたしましたとおり法令等で選出区分の定めがあるものもございまして、現在、一部の委員会については広報等を通じてお願いをしてる状況でございます。例えば、男女共同参画委員につきましては公募をしてる状況でございます。

議 長
 1 5 番

(山口経正議員)
 山口議員。
 (山口憲一郎議員)
 今の推薦並びに公募などの選出については、やっぱり、今、広報等によって言われましたけども、これは幅広く周知されているんでしょうかね。その辺はどうでしょうか。

議 長
 総務部長

(山口経正議員)
 総務部長。
 (葉山義文君)
 今、広報でそういうことでお願いをしてるわけでございますけども、幅広くちゅう形には、一部、そこら辺はホームページあたりもする必要もあろうかということで考えておるところでございます。

議 長
 1 5 番

(山口経正議員)
 山口議員。
 (山口憲一郎議員)
 ぜひ多くの皆さんに知ってもらふ必要があると思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。
 それから、推薦ということもあるようですが、これはだれが推薦してどのような方法で委員となるのかお聞きをいたします。

議 長
 総務部長

(山口経正議員)
 総務部長。
 (葉山義文君)
 推薦の場合につきまして、だれがどのような形で推薦をという御質問でございますけども、今現在は、各種団体等のこの代表者の方に委員さんの推薦をお願いしてる部分もございまして、現状は各所管におきまして適任者と思われる方を人選をいたしまして、理事者の決裁で選出をしてる状況でございます。

議 長
 1 5 番

(山口経正議員)
 山口議員。
 (山口憲一郎議員)
 これは、人選はよかですけども、数多くの委員会がおられるわけでございますけども、この委員会など、本当、必要性についてはどのような判断で委員会設置を、これは委員会を、これはちょっとまた、済みません、私が理解

不足で。今度は、逆に委員会を設置する場合ですよね。数多くの委員会がありますけども、委員会などの必要性についてはどのように判断して委員会を設置を決めていくのか、そういった基準はあるんですか。先ほども述べられたのがもう答えなんですかね。設置の基準ですね。

議長 (山口経正議員)

総務部長。

総務部長 (葉山義文君)

確かに、現在の委員会・審議会の設置につきましては、条例とか規則によりまして設置の目的とか委員会の任務等を規定をしておりますけども、それに基づいて設置をしておりますので、設置基準というのは別につくっておらない状況でございます。

議長 (山口経正議員)

山口議員。

15番 (山口憲一郎議員)

設置もあれば、当然、委員会の要らない、廃止するところも出てくるんじゃないかと思えますけども、それも多分基準はないと思えますけども、ただ、今、継続してる的な委員会で終わってるんじゃないかなというのはあつてしょうけども、これは規定なんか決める必要はないんですかね。

議長 (山口経正議員)

総務部長。

総務部長 (葉山義文君)

委員会の廃止の件だと思えますけども、基本的な考えといたしまして、設置が義務づけられたものと、それ以外のものがございます。そういう中での所期の目的を達したものと、経済状況の変化等により必要性が著しく低下したものの、あるいはそういう委員会があれば廃止をするような形になるうかと思えますけども、そこら辺につきましては基準ちゅうものは現在つくっておりません。

議長 (山口経正議員)

山口議員。

15番 (山口憲一郎議員)

その辺もぜひ検討していく余地もあるんじゃないかと思えますので、よろしく願いをいたしたいと思えます。

次に、委員会などについては住民参加を目的とすることは承知してるわけですが、委員について、複数の委員を兼務する重複委員とか長期間の委員も多いと聞いておりますが、多くの住民の声を聞くとすれば、重複や長期間についての規定も必要ではないかなと考えるわけですが、いかがでしょう。この重複が決してだめって言いよつとじゃなくて、ここは御理解して答弁をお願いします。

議長 (山口経正議員)

総務部長。

総務部長 (葉山義文君)

確かに、今、御指摘のように、委員会・審議会によりましては長く御就任をいただいている委員さんもいらっしゃるわけですが、そこら辺につきましては必要性があってお願いをしてる部分もあるかと思っておりますけれども、重複の委員とか長期間の委員の任命につきましては、今後、内部で十分研究、検討をしたいということで考えております。

議長 (山口経正議員)

山口議員。

15番 (山口憲一郎議員)

研究、検討をするということで、もういいんですけども、提案ですけども、多くの住民の趣旨を考えれば、例えば重複委員を2つぐらいとか、2委員会、任期を3期までなどは、研究を今からしていくということでもありますけれども、どうでしょうか。私の提案です。

議長 (山口経正議員)

総務部長。

総務部長 (葉山義文君)

今、確かに御指摘のように、県の審議会の要綱あたりを見ますと、在任期間が2年の場合は原則として4期まで、それと、3年の場合については3期までという形で、最高でも引き続き10年を超えないようなというふうな要綱になっておりまして、そこら辺も参考にしながら、今後、内部で十分研究を進めたいということで考えております。

議長 (山口経正議員)

山口議員。

15番 (山口憲一郎議員)

確かに専門的な見地や幅広い見識など必要な部分もありますので、ぜひ開かれた審議会へ向けて研究、検討をよろしくをお願いをしたいと思います。

それから、審議会・委員会、効果的な運用についてどのようにされてるか質問をいたします。例えば、会議のとき突然資料をもらって、委員会など参加して十分な審議ができるのかなという疑問もあります。その辺はちょっと私も経験しましたのでこういった書き方を、もっと詳しく言わんばつまらんとでしようけども、しておりますが、いかがでしょうか。

議長 (山口経正議員)

総務部長。

総務部長 (葉山義文君)

現在、委員会・審議会につきましては、今おっしゃるとおり、いきなり資料を配付をしてもわからんじゃないかということであろうと思っておりますけれども、そこら辺につきましては、現在、会議の資料につきましては事前に配付をするような形で、そういう形ができるものにつきましては事前配付に努めておるところでございます。

議長 (山口経正議員)

山口議員。

15番 (山口憲一郎議員)

委員さんも専門ばかりではございませんので、いきなり資料を配ってどうのこうのというか、ちょっとその会にもついていけない場合もありますので、今言われますように事前に説明をしたり、視察が必要であれば十分に審議できる環境をつくっていただきたいと思います。

回数については後でまた聞きますけども、特に年1回の審議会で資料に目を通すだけでは意味がないと思っております。審議会とか委員会で検討したと、ただしたということとか、根拠づくり的な委員会ではないかと思う場合もやっぱりあるんですけども、その辺はいかがですか。先ほども同じような意見、質問ですけど。

議長 (山口経正議員)

総務部長。 総務部長

(葉山義文君)

今、御指摘の年1回の審議会等で、資料に目を通すだけで形骸的なものになっていないかという御指摘でございますけども、それぞれの委員会、審議会につきましては、それぞれの設置目的とかそれぞれの委員会の任務等がございますので、それによりまして会議が開催をされておることによって考えておりますので、決して形骸的な委員会になっているということは私は考えておりません。

議長 (山口経正議員)

山口議員。

15番 (山口憲一郎議員)

テーマを共有して、真に問題を審議していただくだけではなくて、やっぱりそういった委員さんの中でも物すごく温度差が大きく、形骸的な委員会ということに心配もしましたので質問をさせていただきましたけれども、要は、私は、要するに委員会のテーマに沿って十分な審議ができる環境を整えて委員会を開催してるかということについて今回は聞いたかったわけでございます。難しいこれは問題では本当にありますけども、そのような状況がなく、よくわからないまま散会してる委員がいれば、何のための委員会か、意味のない住民参加の委員会になるのではないかと心配するもので質問をいたしましたけれども、ここで、町長、今のお話を、今まで話を聞いてどのように思われますか、ちょっと所見をお聞きしたいんですけども。

議長 (山口経正議員)

町長。

町長 (吉田慎一君)

今、議員がおっしゃったとおりだと思うんですよ。ただ、年に1回、県とか等々の指導で開催してほしいというのもあるわけですね。そして、もう一つは、その審議委員についてはやっぱり専門性が要求される場合もあります。したがって、例えば今、非常に論議になってる分についての委員会については、非常にそれは活性化されてますけれども、やはりこれについては1回審議をして意見を集約しなさいということにつきましては、そういった部分がちょっと活発化できない部分もあるわけでございますけども、ただ、今、

議員がおっしゃるように、十分な審議をしていただきたいということとか、あるいは広く町民の皆さん方に携わっていただきたいということは十分認識しておりますので、そのあたりを考慮しながら、今後、委員会・審議会につきましては進めていきたいというふうに思っております。

議長 (山口経正議員)

山口議員。

15番 (山口憲一郎議員)

ありがとうございました。

次に、委員会・審議会の評価についてお伺いをいたしますけども、先ほどもちょっと回数の問題でちょっと触れましたけども、数多くの委員会などが開催されるわけでございますけども、各種委員会は大体年に何回ぐらい開催されているのか。また、最も回数の多い委員会、また少ない委員会がわかればお願いをいたします。

議長 (山口経正議員)

総務部長。

総務部長 (葉山義文君)

委員会等の開催の回数でございますけども、多いところで年に3回、少ないところで1回ということになっておるといことで考えておりますけども、どこそこの委員会が3回か、1回かというのは現在把握をいたしておりません。

議長 (山口経正議員)

山口議員。

15番 (山口憲一郎議員)

その委員会はよろしゅうございます、時間がございませんので。

延べの回数はわからんでしょうか、全体で。わからんなら、もう。急に振っていますので、わからんならわからんでよかですけど、いかがですか。

議長 (山口経正議員)

総務部長。

総務部長 (葉山義文君)

延べの回数につきましては把握をいたしておりません。

議長 (山口経正議員)

山口議員。

15番 (山口憲一郎議員)

後でまた教えてください、わかればですね。

当然ながら、委員会の目的により回数が異なることは、私も今言われること、理解しておりますけども、それぞれに委員会の結論や結果、あるいは審議過程についてはやっぱり、先ほども少し述べられましたけども、評価があると思いますけども、どのように評価をされておりますかね。

議長 (山口経正議員)

総務部長。

総務部長 (葉山義文君)

それぞれの委員会につきましては、一定の課題とかテーマに沿って開催を
されておるわけでございますけども、その結論や結果につきまして評価とい
うことでございますけども、評価につきましては、まずそれぞれの所管が評
価を加えているということで考えておりまして、それが今後の調整あるいは
事業の推進に生かされておるということで、そういう考えでございます。

議 長 (山口経正議員)

山口議員。

15番 (山口憲一郎議員)

一つ一つ評価は聞けば出てくるんでしょうけども、時間がございませんの
でお聞きはしませんけども、やっぱり一定のテーマがあつて議会が開催され
れば、もちろん結論があり、そして、その中に評価はあるべきと思いますの
で、時々その辺も考えて、今後よろしくお願いをいたしたいと思います。

次に、もうちょっと評価について質問をしたかったですけども、ちょっ
と混雑しておりますので、次にいきたいと思います。

次に、費用対効果の考えからしても、先ほども多くの皆さんがおられるわ
けですけども、一定の成果を期待することは当然であつて、委員会を評価し
て費用に見合う成果は行政として本当に把握すべきではないかと思つており
ます。それがさらに効果的な委員会運営につながっていくのではないかと思
うわけでございますけども、その辺は、同じような質問になろうかと思いま
すけどいかがですか。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

今、議員おっしゃるように、例えば一番今いろいろな形で論議されておる
のは、介護とか医療とか保険とか、いろいろなものが出ておるわけでありま
すけども、それについてやっぱり一定の、例えば一般の町民の方々、それに
専門の方々で協議していただいて一定の結論を出していただくというような
ことがございますので、そういった意味での評価といいましようかね、方向
性とか、あるいは結論を出すというようなことで各種委員会も進めておると
こもあるということでございます。

議 長 (山口経正議員)

山口議員。

15番 (山口憲一郎議員)

次に、町長に聞く予定やったんですけど、先に言われましたけども、今、費
用弁償がまだ幾らか聞きたいんですけども、その額に見合う効果は出ている
のかなということで質問をしたかったですけど、よければお願いいたしま
す。まずは、今、費用弁償は幾らですか。

議 長 (山口経正議員)

総務部長。

総務部長 (葉山義文君)

委員会等の費用弁償等の額でございますけども、報酬につきましては、基

本的に委員長7,400円、委員が7,000円、それと、費用弁償といたしまして1,000円を支給をしてるところでございます。

議長 (山口経正議員)
町長。

町長 (吉田慎一君)
金額につきましては今のとおりでございますけれども、そういったことで町の重要な決定をさせていただくということでございますので、私は十分その分については効果があつてんじゃないかというふうに思っております。

議長 (山口経正議員)
山口議員。

15番 (山口憲一郎議員)
それでは次に、委員会・審議会の招致について再度質問をさせていただきますけれども、この各種委員会は、町民の参加によるまちづくり、大きく寄与する制度であり、どのような委員会が何をやってるか、もっと知ってもらふ必要があると思うんですね。その意味でも一層の周知を図り、委員会・審議会の住民の興味と理解を深めていくのが大事じゃないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。答弁の中には広報とかホームページでということですので、ちょっとお考えを。

議長 (山口経正議員)
総務部長。

総務部長 (葉山義文君)
今、御指摘のとおり、委員会等の周知につきましては、住民の皆様の興味と理解を深めていただくことはもう今後必要だと考えておりまして、今現在、広報とかホームページあたりにつきましても充実を図って、もう少し工夫した周知の仕方を考えてみたいということで、そういう考えでございます。

15番 (山口憲一郎議員)
よろしく願いをいたしますけれども、この周知の方法としてホームページが出ましたけれども、今、フェイスブックなどもかなり若い人たちは使用しておりますので、その方向も考えてひとつ願いをいたします。

最後に、このまとめといたしまして、委員会、審議会の周知につきましては、既存委員会の既得権的な存続でなく、現状に見合う委員会の設置を町民の皆さんに広く周知する必要があるんじゃないかと思っております。また、幅広い層からの委員の選出なども多くの皆さんに知ってもらい、委員会の意識を高める必要もあると思っております。行政のための委員会や審議会ではなく、町民のための委員会であることを広く住民に知ってもらう努力を強く希望して、次の質問に入らせていただきたいと思います。

次に、文化財の保護について質問をいたします。結構詳しく述べていただきましたので、私も、消し忘れたところもあつとですけど、もう意外と文化史跡については管理をしてもらっておりますけれども、現在管理してる史跡のほかには町にはまだ多くの史跡があるように思いますけれども、これは指定などをして管理をしていく考えはありませんか。

議 長 (山口経正議員)
生涯学習課長。

生涯学習課長 (和泉嘉彦君)

町内に今、史跡として把握をしておりますところが、先ほど教育長の答弁にもございましたとおり27カ所というのがございます。これにつきましては県の遺跡地図というものがございまして、そちらの方に掲載をされているということでございます。これにつきましては、私ども把握をいたしまして、日常的に管理をしてるということはございませんけれども、もし開発等があったりしたときには協議をさせていただくとか、そういう対応をさせていただいてるという状況でございまして、それ以外のものがどんなのがあるかと言われると、ちょっと今、空では申し上げることはできませんけれども、申しわけございません。以上です。そういうことでございます。

議 長 (山口経正議員)
山口議員。

15番 (山口憲一郎議員)

今度、先生の本にも、多くの史跡あとの研究をなさっておりますので、できるだけそんな熱心にされておられる方に対して、やっぱり誠意を持ってお手伝いをしていただければと思っております。

それから、直接的に文化史跡のあれではないんですけども、文化財を取り巻く周辺の管理の整備について、これ所管が飛ぶかもわかりませんが、整備について質問をさせていただきます。例えば、史跡に通じる道路や道路補修や整備、さらに遺跡に通じる案内板、道しるべなど十分に管理がされているかということですけども、例えば、私は木場の扇塚から遊歩道があるんですけども、そこに長与川源流と言われる場所にオオガエル、何やったか、名前はちょっとあったんですけども、周辺の歩道についていろいろ、たまに行くんですけども、やはり最近はいノシシ、これは農業問題ですけども、いノシシとか出没するもんで、その周辺が荒れたり、道の階段等がもう大分変えてなくて腐れたりしてる部分もあるわけですよ。そういったところのまだ管理とか、それでまた、この前ちょっと通りがかったら、忠霊塔下の丸太だけの表示のあったですよ。そこも表示が、文字が見えなくなっておりますし、そういったところの修正等もやっぱりしていただけないかなという思いをしております。

それから、私のところは史跡が3つぐらいあるわけでございますけども、その中でも首石ちゅう石があります。そこはこの近藤先生の本にもありますけども、壇ノ浦の戦いでいろいろ兵士が逃げてきてという、これ、後で読んでもらえばわかるんですけども、そういった史跡がありますけども、ただ、知ってる人はわかるんでしょうけども、知らない人はああいうところにこういう歴史のあるものがあるということはもうほとんど知らないと思います。そういった意味では、先ほどの答弁の中でも掲示板等をちいうことで言っていたけども、やっぱりこういったところでもやっぱりこの首石以外だけでなく、先生の話の聞くといろいろ隠れたところにもそういった歴史

のある物すごい深い興味のわいてくるような話もしていただきましたので、そういった表示とかもやっぱり率先してしていただけないかなと思いますけど、その辺はいかがでしょうか。もう余り、長く言いましたけども、2点ほど。

議長 (山口経正議員)
生涯学習課長。

生涯学習課長 (和泉嘉彦君)

今、議員が御質問ございました、例えば長与川の源流の部分のことですとかがというのは、私どもの方で直接実施をさせていただいたものではないものですから、ちょっと今、何とも御返答ができかねるところでございます。

それと、あと、看板類の設置でございます。これにつきましては、史跡等が比較的民有地、私有地の中にあるということがございます。そういうこともございまして、なかなかその許可が得られないとそういった看板を設置するというふうなこともできかねるといったことがございます。できるだけお願いをしながら広く周知図っていきたいというふうに考えておりますので御了解いただければと思います。

議長 (山口経正議員)
山口議員。

15番 (山口憲一郎議員)

そしたら、遊歩道については所管が違うかもわかりません。その辺をちょっと、わかりましたらお願いします。

議長 (山口経正議員)
都市整備課長。

都市整備課長 (日野 勉君)

遊歩道につきましては、長与ふるさと自然の道ウォーキングマップというのがございまして、これに遊歩道が記載されております。その老朽化した分とかにつきましての補修につきましては、後で整備の方が現地を確認して補修をしてみたいと考えております。

議長 (山口経正議員)
山口議員。

15番 (山口憲一郎議員)

よろしく願いをいたします。

それから、別の視点から、文化史跡については、単に長与の住民だけでなく町外に紹介し、町おこしに活用していくのも必要じゃないかと思いたすけども、その辺はいかがでしょうか。

議長 (山口経正議員)
教育長。

教育長 (黒田義和君)

現在でも長与町役場のホームページで紹介しているんですね。もう御案内かと思いたすけども、長与町のホームページ見ますと、そこに文化財という

のがあって、文化財を選びますと3つぐらい主な遺跡、長与三彩、遺跡一覧というのがあって、それぞれをクリックしますと詳しく載ってるんですね。

問題は、そのホームページ幾ら掲示させても、見ない人にどうPRしていくかということだろうと思いますけども、それにつきましてはいろんな媒体を通してもうやっていますけども、また広くPRという視点で関係機関と協議してまいろうというふうに考えております。

議 長 (山口経正議員)

山口議員。

15番 (山口憲一郎議員)

よろしく願いをいたします。

それから、一つの考え方として、これは町長にちょっとお答えしてもらいたいんです。長与町には郷土芸能とかいろいろありますね。そういった意味で、前も私もほかの質問でしたことがあるんですけども、郷土芸能と組み合わせての町おこしとか、例えば春の中尾城公園なんか春の桜の季節の花見コースとの抱き合わせで史跡活性化の活用範囲が広がるんじゃないかなと思いますけど、その辺をどのように、所見をちょっと聞きたいと思います。お考えを。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

今、議員がおっしゃることを私も思います。長与町の文化という意味で、やはりもっと活性化する必要があると思いますし、そういう意味で、やっぱり媒体を使って広くそれをアピールしていくというようなことが大事だろうと思います。そして、また、郷土芸能におきましては、やはり発表する場がないと後継者が育っていかないという部分もありますので、これは非常に大事な問題でございまして、意識的にもそういう場をつくって発表する場をつくっていただいて、そして、継承という部分も含めて考えていただきたいというふうに思っております。そしてまた、議員がおっしゃるように、それを史跡とそういう文化芸能をどういうふうにコラボするかということにつきましては、今後また検討をする課題かなというふうに思っております。

議 長 (山口経正議員)

山口議員。

15番 (山口憲一郎議員)

ありがとうございました。

次に、時間もございませんので、周知についてでございますけども、周知については答弁の中でも詳しく説明をしていただきましたけども、こういう宣伝によってやっぱり文化財やその史跡愛護の意識を高めることになり、一層の郷土愛が醸成されるのではないかと考えておりますので、特に町の宣伝、町外への宣伝活動をして有効に活用していただければ観光人口の少ない長与も潤ってくるんじゃないかと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、最後の質問になりますけども、長与三彩についてお伺いをいた

します。長与三彩につきましては、全国唯一の磁器三彩と言われる大変貴重な文化財であります。これまで庁舎内で展示等の、一回、私が10年ぐらい前ですかね、あったと思います。今後、このような展示等も含めてどのように継承をしていかれるのか、答弁の中でもありましたけど、同じような質問になるかと思えますけども、よろしく願いをいたします。

議 長 (山口経正議員)
生涯学習課長

(和泉嘉彦君)

長与三彩につきましては、議員御指摘のとおり大変貴重な町を代表する文化財だということで、文化財に限らず美術工芸品としても高い評価を受けているというふうに考えております。これの継承につきましても、現在、町の方で所有をしておりますのが4点、焼き物がございましては文化ホールの2階に常設的に展示をさせていただいてるところでございますけれども、先ほど申しましたように大変貴重なものというふうなことで、本当にセキュリティーといいますが、安全上、いかに安全に保管をしていくのかというのがちょっと腐心をするところでございます。

先ほどちょっと申されました三彩展のことだというふうに思いますけれども、たしか平成17年か8年か、そのぐらいだったと思いますけれども、役場の会議室で三彩展というのを開催したというふうに記憶をいたしております。これにつきましても、機会がございましたらば、さまざまなお借りをするとか、いろいろそういうふうなことをしないといけないものですから、なかなか簡単にはいかないとは思いますが、そういう機会がございましたらば、ぜひそういった展示会、展覧会を開催をしていきたいというふうには考えております。

議 長 (山口経正議員)
山口議員。

15番 (山口憲一郎議員)

教育長さんに少し質問を、提案ですけども、具体的な対応として、教育の場への積極的活用などを実施可能ではないかと考えております。それも町が所管する小・中学校だけでなく、大学から保育園まで存在する学園都市長与として大学や高校にも大いに啓発すべきではないかと思えますけれども、どのように考えますか。考えをお聞きしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)
教育長。

教育長 (黒田義和君)

先ほどもちょっと申しましたけども、もう情報というのは、PRというのは一方的に流したってどう伝わってるかというのが検証できませんけども、そういう一方向だったらもうホームページでもやってるし、ぜひこれらになってこの苦勞を理解していただきたいなと思えますけども、例えば、学園祭とかそういう場合に、そういうチラシあたりを刷ってということは可能でございますので、今後、ホームページ以外でもPRする方法については検

討してまいりたいというふうに考えております。
 議長 (山口経正議員)
 山口議員。
 15番 (山口憲一郎議員)
 それから、皿山窯跡についてでございますけども、嬉里郷の登り窯跡地については、前、同僚議員も質問をされましたけども、復元の計画があったように思いますけども、現状ではどのようになっているのかお聞かせいただきたいと思います。

議長 (山口経正議員)
 生涯学習課長。
 生涯学習課長 (和泉嘉彦君)
 議員御指摘のとおり、以前、皿山の復元と申しますか、あそこの公園化という計画がございました。今、それ目指して皿山の土地の町有地化と申しますか、買収をお願いを当時したということでございますが、一部まだ御同意をいただけてない部分があるというふうなことで、なかなか先に進んでないというのが現状でございます。ただ、115メートルに及ぶ登り窯ということで、もし復元をするにしても全部を復元をするというのはまず不可能だろうというふうに考えております。部分的な復元とか、そういうことは今後検討させていただきたいというふうに考えております。

議長 (山口経正議員)
 山口議員。
 15番 (山口憲一郎議員)
 ぜひ努力をしてもらいたいと思います。
 それから、平成17年の発掘調査の結果ですね。嬉里郷の皿山から三彩の破片が出土し、ここで焼かれたことが証明されたわけでございますけども、町の8次総合計画の中でも長与皿山については計画的な整備を進め、貴重な文化財としての存在と新たな文化の創造、まちづくりの活用を図ると明記されておりますけども、具体的な活動についてお伺いをいたします。

議長 (山口経正議員)
 生涯学習課長。
 生涯学習課長 (和泉嘉彦君)
 長与三彩を含む長与焼と申しますか、そういうふうなものを町の活性化の起爆剤と申しますか、そういうふうなことにと申す意味合いで計画の中にはうたっております。ただ、その具体的な方策と申しますのはなかなか出てきてないというような現状でございます。今後、方策等についても具体的に検討をさせていただければというふうに思います。

議長 (山口経正議員)
 山口議員。
 15番 (山口憲一郎議員)
 長与三彩、皿山登り窯については、町の貴重な財産であります。住民が共有すべき町の誇りでもあります。今、電子化が進みデジタル的な思想が優先

される中で、町の政策として文化財の意識と保存、伝承を幅広く検証していかなくてはならないと思っております。町民の文化財愛護意識の一層の高まりに向けての町の取り組みを強くお願いをしまして、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長 (山口経正議員)

場内の時計で15時5分まで休憩いたします。

(休憩14時50分～15時05分)

議 長 (山口経正議員)

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順4、川井哲雄議員の 長与町榎の鼻土地区画整理事業について、体罰問題についての質問を同時に許します。

8番、川井哲雄議員。

8番 (川井哲雄議員)

皆さん、こんにちは。それでは、早速質問に入らせていただきます。

榎の鼻土地区画整理事業について。

町の中心部で組合施行による大型造成工事が進行中です。工事により町の景観が日々変化している様子は住民の間でも話題とされています。広範囲な造成工事のため、町内の道路交通への影響、環境変化による周辺住民への影響、さらには通学児童の安全性の問題など、町として十分な指導、管理監督が必要だと思えます。長期間の工事であり、今後ますますの注意が必要と考えますが、町としてどのように関与していくのか伺います。

(1) 造成工事計画について、施行組合とどのような協議を行っているのか。

(2) 一部通学道路を工事車両が通行するが、安全対策は行われているのか。

(3) 町の主幹道路や住宅地へ大型工事車両が頻繁に出入りしているが、道路上の指導、管理監督はどのように行っているのか。

(4) 長期間の工事となるが、住民の苦情などにはどのような対策を考えているのか。

(5) 造成工事に関する予算措置はどのようになっているのか。

大きい質問2、体罰問題について。

大阪の高校生から昨年発信された体罰問題は大きな波紋となり、社会問題化しています。教育と文化の町、あるいは学園都市としてのイメージが強い長与町で、基本的な対策をどのように考えているのか伺います。

(1) 国や県も実態調査に乗り出しているが、長与町の現状はどのようになっているのか。

(2) 体罰問題について、長与町はどのような考えであるのか。

(3) クラブ活動における町の考えと、指導体制の実態はどのようになっているのか。

以上を質問します。

議 長 (山口経正議員)

町 長

町長。

(吉田愼一君)

きょう最後の議員の御質問でございますけれども、御質問にお答えをさせていただきますきたいと思います。

なお、2番目の御質問につきましては、所管をいたしております教育委員会の方からお答えをさせていただきたいと思っております。

私の方からは、1番目につきましてお話をさせていただきます。

まず、1点目の造成工事計画について施行組合とどのような協議を行っているのかにつきましては、土地区画整理の事業許可は町を經由して県で審査をされ、知事決定となっております。長与町榎の鼻地区区画整理事業長与町榎の鼻土地区画整理組合の設立許可申請の事業スケジュールの中で協議により定めております。造成工事における準備工事から擁壁工事までの工事工程を定め、都市計画法第32条により公共施設の管理者と協議を実施をしておるところでございます。

2点目の、一部通学路を工事車両が通過するが、安全対策は行われているのかにつきましては、当初は、午前8時前より区画整理区域内に隣接する町道に運搬車両が待機し、午前8時に搬入をしておりましたけれども、住民の苦情がありまして、通勤・通学時間を避けて午前8時30分に変更をいたしておるところでございます。また、運搬車両の町道上での待機も交通安全上、廃止をしております。長与川及び町道からの区域内への出入り口とその手前には、交通整理員を配置している状況でございます。

今後も、周辺状況の環境の変化に対応した安全対策が行われるよう、区画整理組合に対し指導をしてみたいと考えておるところでございます。

3点目、道路使用上の指導管理監督はどのように行っているのかにつきましては、運搬車両が道路を通行する行為に対しましては、公道でありますので、区画整理組合の道路管理者に対する申請行為には該当しませんが、町は、土地区画整理事業に対する指導監督、また道路の維持管理に対する指導のため、区画整理組合と協議を行っておるところでございます。

4点目でございます。長期間の工事となるが、住民の苦情などにはどのような対策を考えているのかにつきましては、区画整理組合は、昨年の秋口に工事着手前に周辺自治会に回覧し説明会を実施をしておるところでございます。工事概要、今後の工程、発破作業による民家への影響など、現時点で把握している内容を周知しておりますが、今後予想される騒音、安全対策などにつきましては、住民に迷惑をおかけしないよう配慮していくと伺っておりますが、町といたしましても指導・助言をするように努めてまいりたいと思っております。

5点目でございますが、造成工事に関しての予算措置につきましては、組合施行による造成工事でありますので、組合の方で予算につきましては処置をされております。

町からの予算措置でございますが、現在のところ区画整理区域内の都市計画道路、西高田線の用地補償費及び舗装・側溝等を除く暫定工事費分は公共

議長
教育長

管理者負担金として予算をしておるところでございます。以上でございます。

(山口経正議員)

教育長。

(黒田義和君)

の体罰問題について。(1)国や県も実態調査に乗り出しているが、長与町の現状はどのようになっているのかについて回答いたします。

去る1月23日付で、文科省が県教委に対して、体罰に係る実態把握について調査するよう通知を出しております。これを受けまして本町でも調査を行いました。現在、管理職が確認作業を行っているところでございます。

先ほどの吉岡議員さんの質問にも答弁いたしましたけども、この調査に先立ちまして、町独自でも現段階で校長が把握している範囲で、これは体罰ではないかなと思われる事案を調査しました。それによりますと、教職員が2件、外部指導者が2件ほど上がっております。これらにつきましては、校長が当事者を指導したり保護者に説明し謝罪したりして解決しております。しかし、今回行いました大がかりな調査結果の分析には、もうしばらく時間がかかりそうでございます。

2点目の長与町は体罰問題についてどのような考えであるのかについて回答いたします。学校教育法11条では、校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは児童生徒に懲戒を加えることができるとあります。つまり、懲戒とは懲らしめることができると書いてあります。ただし、体罰を加えることはできないと定めてあります。

私は今回の大がかりな調査を、学校教育から体罰を完全に根絶・一掃する契機としたいんです。例えば、問題行動の指導のときには体罰が必要な場合もあるとか、信頼関係があれば少々の体罰は許されるとか、部活動では精神面を鍛えるために少々の体罰は必要などといった体罰発生の温床となっている考え方や認識を、学校及び教育関係者から払拭したいのです。

子供の可能性を伸ばし、学校生活を通して社会性や規範意識を身につけさせるためには、毅然として厳しくしかり、強く反省を促す指導も必要です。また、志や目標の実現のためには、日々の努力を認めて鍛えることも不可欠です。それは、子供の成長を期待する真の教育愛や教師としての使命感が成せるものであって、そこには子供の心身に耐えがたい苦痛を与え、人間としての尊厳を傷つける体罰が入り込む余地はありません。

指導の厳しさと体罰を行うことは全く別問題であり、実際の指導においては、言葉による指導の力、時と場に応じた説諭の力を高め、信頼と尊厳の上に立ち、愛情と自信を持って子供たちと対峙することが教育のありようであって、体罰に頼ることも、逆に厳しさを失って子供の指導に萎縮やちゅうちょが生じることがあってはならないのです。このような考えで、これからも継続的な指導を行ってまいります。

3点目のクラブ活動における町の考えと指導体制の実態でございますが、小学校のスポーツ教室は原則4年生以上を対象に社会体育として位置づけ、中学校の部活動は学校教育活動の一環として位置づけております。

現在、スポーツ教室は町内全体で34教室開設し、4年生以上の小学生約53%が活動しております。また、その指導者は各教室で推薦された方を教育委員会で委嘱しております。

一方、部活動は各学校の教職員を顧問として位置づけて活動するもので、スポーツ・文化活動を合わせて中学生の約84%が入部しております。ただ、教職員がすべて専門的な指導ができるわけではございませんので、各学校で外部コーチを委嘱し活動しているところでございます。

スポーツ教室は、心身の鍛錬と技能の習得、並びに社会的マナーを育成しながら、生涯にわたりスポーツに親しむ能力や態度を育てることを目的としております。

また、部活動は、心身の鍛錬、技能の習得などを通して、個性の伸長をはかるとともに、身体的・精神的にも強い意志のある人間を育成するとともに、規則を守り、礼儀正しい人間を育成することと、お互い協力し助け合い、社会的にも豊かな性格を形成することを目的としております。なお、指導に当たっては、子供の発達段階に応じて行き過ぎた活動や勝利至上主義にならないよう、また、体罰等が起きないように繰り返しお願いをしているところでございます。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

川井議員。

8番 (川井哲雄議員)

早速再質問をさせていただきますけども、同僚議員が同じ質問を、とされてますので、質問に対して重複するところがあるかと思っておりますけども、御承知願いたいと思います。

では、の(1)ですね。造成工事計画についての施行組合との協議ですが、造成工事についてはどの程度前からどのような協議が行われていたのか伺います。

議長 (山口経正議員)

都市整備課長。

都市整備課長 (日野 勉君)

具体的な造成工事の協議でございますけども、まずは事業の初めですけども、設計をいたします。設計をすると同時に、区画整理事業の認可申請とか予定管理者との協議を進めてまいります。ただここ、榎の鼻に至りましては一番最初から業務代行が確定していなかったものですから、現在のところ共同企業体となっておりますので、そこが正式に組合と契約された時点で現実的な工程等が発生してまいりますので、その後、JVとの契約後に協議をいたしております。

議長 (山口経正議員)

川井議員。

8番 (川井哲雄議員)

それでは、着工後も同じような協議を継続されていられるのか、あるいは工事期間についてどのような説明を受けておられたかを伺いたいと思います。

議 長 (山口経正議員)
都市整備課 長 都市整備課長。

都市整備課 長 (日野 勉君)
基本的には町と組合になります、共同企業体の雇い主は組合ですので、組合との協議はいたしております。こういうのは往々にして土工事を扱うのが主なものですから協議の変更というのは生じてきます。変更のたびごとに、その協議というのはこれからも完成まで続けていく予定でございます。

議 長 (山口経正議員)
8 番 川井議員。
(川井哲雄議員)
それでは工事について、町民の皆さんの生活に支障が出ないような協議もされたのかお伺いします。

議 長 (山口経正議員)
都市整備課 長 (日野 勉君)
まず、町民の迷惑にならないということでございます。自然的に音は上に抜けますし、雨は下に下ります。その対策といたしまして、まず騒音に対しましては、これは住民説明会でもしておりますが、発破作業によって騒音を軽減すると。あと、どうしても先行して行うブレーカーといいますか、岩掘削機械による掘削作業ですね、これにつきまして、民家の近くにおきましては、今度はその割った破片を小割りする作業につきましては、できるだけ民家の方から遠ざけて行くと。あと、その雨水対策につきましては、いわゆるトラックとかの泥が引かないようなかま場とっておりますけども、かまの設置とか、当然、工程的には木を切りますので、土砂が河川に一度に流れないように、調整池といたしまして、そこに調整池をつくりまして、土砂はそこで一時とめまして上水だけを河川に流すのを最初にやっております。これ、河川の管理が二級河川で県になっておりますので、こちらの方の協議は32条協議の中で振興局の方と協議をいたしております。以上です。

議 長 (山口経正議員)
8 番 川井議員。
(川井哲雄議員)
予定変更もあるということでございましたけども、現在、工事期間、終了期間など、わかってる範囲を教えてくださいと思います。

議 長 (山口経正議員)
都市整備課 長 (日野 勉君)
工事期間につきましては、29年度、30年の3月までが予定と聞いております。以上です。

議 長 (山口経正議員)
8 番 川井議員。
(川井哲雄議員)

先ほどの説明、回答の中に、周辺住民の皆さんに工事関係者から説明会があったようですということでしたけども、対象自治会はどれぐらいの自治会数であったのか、また、説明内容についても町としてはどの辺まで入り込んでおられたかというのをお聞きしたいと思います。

議長 (山口経正議員)
都市整備課長。

都市整備課長 (日野 勉君)
説明会は西高田、それから皆前、西田原、嬉里中央の4つと聞いております。内容でございますけども、一応工事を実際に行う組合から雇われました共同企業体の方と組合と町も同席しております。町の方でした分について、1回だけ同席しております。

内容につきましては、先ほど町長の答弁でございましたように、発破作業とか規模とか、将来的なでき上がったときの戸数とか、そういうさきの西田議員の方の説明で回答しましたような内容でございます。とりわけ、簡単なといいますか、概要の説明をしておる状況でございます。以上です。

議長 (山口経正議員)
川井議員。

8番 (川井哲雄議員)

次ですが、町の中心部での大型工事でありながら、他の町民、今言われた4自治会、他の自治会の方ですね、私も含めてなんですけども、周知が全くありませんので、工事に関してですね。広報紙及びホームページなど、工事概要でも町としてお知らせはできないのかお伺いしたいと思います。

議長 (山口経正議員)
建設部長。

建設部長 (鈴木典秀君)

その工事概要等々については、町も指導的立場ということで予定管理者協議等々はやっておりますけども、あと、実際問題、組合施行といいましても、民間の会社と同じものでございますので、それについて町の方がどこまで関与できるかなというところもでございます。ただ、道路とかなんとか、大型車両が入りますけども、交通渋滞等々起こさないようにということで、土砂の搬出経路とかそういうことについては共同企業体の方とも協議をしたり、先ほど課長が言いましたように、その都度、そういうふうないろんな状況に応じてこちらの方から指導できる部分については指導も行ってはいるんですけども、ほかの、どこまで逆に町全体に知らしめるべきものなのかどうかというところも、ちょっと組合とも実際、きょうそこまで突っ込んだ協議してなかったものですから、申しわけないんですけど、こういうふうな答弁にならざるを得ないのかなと思います。

議長 (山口経正議員)
川井議員。

8番 (川井哲雄議員)

ていうのも、開発工事には町民の関心が高く、うわさでは商業施設には時

津のイオンがなくなって長与に来るとか、公共用地には図書館や学習センターも建設されるとか聞くとけど本当ねという言葉が町民の方からよく聞かれるんですが、実際、私たちも回答できない状況なので、先ほど広報紙、ホームページ等のお知らせもできないかということでしたけども、検討もできないという方向になるんでしょうか。

議長 (山口経正議員)
建設部長。建設部長。

建設部長 (鈴木典秀君)

今言いました商業施設が来るから時津がなくなるとか、そういうのはうわさの段階だと思います。我々のところでは、午前中に町長が申しましたように、イオングループの方と協議を組合の方でなさってるということですね。ということで、こちらも、まだ組合の方もそこまで正式に決定していないので、皆様方にお知らせすることができないのではないかと思います。決定して組合の方が公表していいよということになればいろんな方法で公表していただけるものと思っております。

議長 (山口経正議員)
川井議員。

8番 (川井哲雄議員)

次に、の(2)の通学の安全対策についての方に質問、入りたいと思います。去年の工事開始直後、西高田地区の保護者より苦情がありました。先ほど町長からも回答があったように、そういう対策をされたということでもありますけども、苦情があった後に対策をしたという今の状況ではないかと思えますね。工事車両が、先ほど言われたように、もう登校時に一緒にすれ違ったということで、大変危険性を感じたという苦情でありました。私が言いたいのは、要するに対策、苦情があつてからの対策ではなくって、今後もそうですけども、苦情がある前にそういう視点から対策をお願いしたいと思うんですけども、その点、どうでしょうか。

議長 (山口経正議員)
都市整備課長。

都市整備課長 (日野 勉君)

先ほど、今、議員さんも申しましたようなことにつきましては、確かに初期処置の対応がまずかったと感じております。

今後はそういうことがないように指導していきたいと考えております。以上です。

議長 (山口経正議員)
川井議員。

8番 (川井哲雄議員)

危険な通学路でありますけども、生徒や保護者に通学路のその学校からの指導もしっかりしてほしいという気持ちであるんですけども、現在、学校側として危険な通学路ですか、それに対しての指導等はありますか。

議長 (山口経正議員)

教育次長 教育次長。
 (勝本真二君)
 先ほど都市計画の課長の方から述べたように、後から私たちも聞いたもんで、すぐ対応しまして、学校長の方にも指導しまして、また、地域の方にも、くれぐれも子供たちの安全管理の方をよろしく願いますというお話をしているところでございます。以上です。

議長 議長
 8番 (山口経正議員)
 川井議員。
 (川井哲雄議員)
 それで、指導だけでは、交通事故あるいは事件ですか、それには対策としてはなっていないと思うんですね、指導だけではですね。だから、危険箇所については4月から新1年生も通行すると思いますので、工事期間内だけでも仮設の手すりとか、あとやっぱりガードレールとか、ポールだけでもという設置の検討も私は考えてるんですけども、町としては可能な限り検討できるかどうかをお聞きしたいんですけども。

議長 議長
 (山口経正議員)
 建設部長。
 建設部長 (鈴木典秀君)
 先ほどの町長の答弁にありましたように、その子供さんたちの通学時間帯には車両を通行するのを抑えるとか、そういうふうな指導を行ってきております。あと、その歩道的なものをつくって分離するということになるかと思うんですけど、車道と歩道の通学路ということでガードパイプ的なものか、そういうことになると、ちょっと経費的な問題もありますので、組合に指導はどこまでできるか、その辺は組合とちょっと協議をさせていただきたいなと思っております。

議長 議長
 8番 (山口経正議員)
 川井議員。
 (川井哲雄議員)
 済みません、私の説明が少し言葉足らずだったと思うんですけども、場所的にはさくら会館の前の食材事業所があるんですけども、そのこのこの幅が狭くなっております。ララコープに曲がる場所の数メートルだけなんですよね。そこはもう白線だけしかないものですから、本当もう大型車がすれ違おうと、もう風圧ですと子供さんたちも行くような幅しかありません。また、生徒さんも決められた通学路を歩かないで直線に、早い方向に歩いていくということも調査したところわかりましたので、その部分だけでも白線の上にポールとかガードレール、仮設のガードレールを、民家もありますので、そういうところと協議されて、その部分だけでもということであったんですけども。

議長 議長
 (山口経正議員)
 管理課長。
 管理課長 (吉村 了君)

お答えします。御指摘の箇所につきましては管理課の方で管理を、町とちゆうことで管理をしておりますので、そこら辺も十分調査しまして検討させていただきます。

議 長 (山口経正議員)
川井議員。

8 番 (川井哲雄議員)
よろしく検討のほどお願いしときます。

では次に、 の(3)の道路事情の指導、管理監督の質問に入ります。工事車両の搬出、搬入における町内での交通ルートというんですかね、そういうのは決められてますか。

議 長 (山口経正議員)
都市整備課長。

都市整備 課 長 (日野 勉君)
当初の土砂の搬出につきましては時津の10工区を予定しておりましたが、これはルートが変わりまして、今、ダンプトラック協会といいまして、純心短大の近くの方になります。まず、今、役場の前の分は、搬出車両は皆前橋を渡りまして、多分、東長崎長与線の方に行ってると思います。西高田の公営住宅の付近からの分につきましては、正確にはちょっとあれなんですけど、今、議員さんがおっしゃったようなララの前を通過して平木場の方から運んでいると考えられております。それが今の状況ですね。あと、将来は、大筋的には山を切って谷間に埋めるという作業ですので、当然、出せばコストがかかるものですから組合としても持ち出さない、持ち出す分はもう最低限にしておりますので、そういう、今のところ、どうしても必要な分だけ出しておりますので、そういうことになってる状況でございます。

議 長 (山口経正議員)
川井議員。

8 番 (川井哲雄議員)
ダンプの運転手の方もそうでしょうけど、私もそうですけど、皆さんもそうだと思うんですけども、どうしても近道をしたい、あいてる道路を通行したいという観念で、町として通行ルートの指導というのはできないものでしょうか。例えば、Aルート、Bルートという、それ以外はできるだけ、できるだけじゃなくて、もう一般住民の方の支障になるというような考えで、そういう指導というのはできないものですか。

議 長 (山口経正議員)
建設部長。

建設部長 (鈴木典秀君)
今、都市整備課長が申しましたように、役場の前の場合は皆前橋の方を通過って長与中央線の方に行って平木場を経由していくようにという、そういうふうな経路についての指導は行っております。

議 長 (山口経正議員)
川井議員。

8 番 (川井哲雄議員)
先ほどの質問に戻るんですけども、所管ではそういう通行ルートはホームページ等でも広報紙でもお知らせできるんじゃないかということをおっしゃったんですけども、今後はやはりそういう危険なところ、交通はそういうところを早目に広報紙、ホームページ等に掲載するという検討はされますか。

議 長 (山口経正議員)
都市整備課 長 (日野 勉君)
町道、県道というところを通ることになると思います。この経済活動につきましては、この組合以外でもそれぞれの工事の車というのは道路を通るための車両が通ってもいいようになっておりますので、今のところは考えておりません。以上です。

議 長 (山口経正議員)
川井議員。

8 番 (川井哲雄議員)
それでは、出入り口で警備員をされてる方がおられます。工事車両の出入り口、2カ所あると思うんですけども、一般車両が優先であるにもかかわらず、工事車両の方を優先的に通行させると。例えば、私が幹線道路を通っていると。そこで、出入り口に来たときに、先に幹線道路の方をとめる。まだ、ダンプカーというんですか、造成のところから出てきてないのに、先に幹線道路をとめて優先的にダンプカーを通してると。逆じゃないかなと思ったんですね。幹線道路を通させて、やはり一旦停止を造成所、その工事の場所からとめさせといて、逆に幹線道路の方をとめて通行させるという方法の指導も組合の方にしてほしいということなんですけども、その点どうですか。

議 長 (山口経正議員)
都市整備課 長 (日野 勉君)
今、川井議員さんのおっしゃられたことがもっともなことでございまして、組合には地元優先という指導をしております。あと、細部にいきまして不届きがあったことにつきましては、再度指導をしていきたいと思っております。

議 長 (山口経正議員)
川井議員。

8 番 (川井哲雄議員)
よろしく申し上げます。
それでは、次の (4) の住民への苦情対策についての質問に入ります。工事状況に応じて苦情内容も変わっていくと考えますが、苦情の窓口を町としてはどのように考えるのか伺います。

議 長 (山口経正議員)
都市整備課 長 (日野 勉君)
一応、組合施行ですので、役場の方とかも問い合わせがございまして、その

ときには組合の住所、電話番号というのをし、そちらの方にいって、状況
 でございます。組合の方に連絡するように、住民についてもそういう返事を
 しております。

議 長 (山口経正議員)
 川井議員。

8 番 (川井哲雄議員)
 町長にお聞きしますけども、今の説明でいくと、もう事業所任せである
 ということなんですけども、やはり町としても住民の方の苦情に対してある程
 度の窓口を開いていって、きちっとそこに電話をかければ苦情対策ができる
 という方向は考えられませんか。

議 長 (山口経正議員)
 町長。

町 長 (吉田慎一君)
 今、議員がおっしゃるとおりだと思っんですね。ただ、これ、組合施行と
 いうことというのが前提にありまして、それで、私どもにおきましては、組
 合の方にまず連絡を入れるというようなことがございます。ただし、今言っ
 たような町民の皆様方がいわゆる危ない危険な状態であるとかというような
 ことがございますので、その都度その都度、組合の方と協議をしながら進め
 ていくという形でやらせていただければというふうに思っております。

議 長 (山口経正議員)
 川井議員。

8 番 (川井哲雄議員)
 すべては苦情に関して組合施行の方ということになるかと思っんですけ
 ども、騒音、粉じん、作業時間の徹底、今から時期も明るくなりますので、
 きちっとした作業時間を守らないとか、そういうことも起きるかと思いま
 すので、きちっとした指導をお願いしたいと思っんです。また、これから梅雨時
 期に入ります。雨水というんですか、泥水がもう河川に流れてくるという状
 況も多々あるかと思っんです。それ以上に心配なのが、土砂災害の可能性も考
 えとかなないとはいけないと思っんですよね。南陽台にもあったんですが、想定
 外ということでもありますので、想定外にならないように、やはり定期的に町
 の方も、調査じゃなくても目視だけでも、ああ危ないなということであれば、
 その辺、指導をということをお願いしたいんですけども。

議 長 (山口経正議員)
 都市整備課長。

都市整備 (日野 勉君)
 課 長 今、議員がおっしゃられたように、そういう件につきましては、こちら
 の方としてもやっていきたいと思っております。

議 長 (山口経正議員)
 川井議員。

8 番 (川井哲雄議員)
 では次に、 の(5)の予算措置について質問いたします。同僚議員の回

答にもありましたけども、公共用地も検討されてるということでありますけども、では、購入目的は何なのか、お聞きします。

議長 (山口経正議員)
建設部長。

建設部長 (鈴木典秀君)
公益用地ということで購入を、まだ向こうとは契約も何もしておりませんが、購入予定ということで考えております。それで、その用地の利用につきましては、まだどういうものというのは、今後、委員会等を立ち上げて検討をしていくということになっております。

議長 (山口経正議員)
川井議員。

8番 (川井哲雄議員)
目的がないのであれば、必ずしも購入する必要があるのかなという思いがあるんですけど、その点どうでしょう。

議長 (山口経正議員)
建設部長。

建設部長 (鈴木典秀君)
地区計画の中で公益施設用地ということで、公益ってなってきましたと結構公の施設ですので町の方ということになります。それにつきましては、組合設立の段階からそういうふうな申し合わせがあつてというふうに私も引き継いでおりますので、購入する必要はないということになりますと、組合はそれをどうにかして処分せないかんということで、組合の存続そのものにもかかってきておりますので、審議に基づいてそういうふうなことで事前に購入予定ということにしておりますので、それについては今からコンパクトシティ構想委員会等々で、そこにどのような公共施設、公益施設を持っていくかということについては具体的に検討して利用を図っていきたいというふうに考えております。

議長 (山口経正議員)
川井議員。

8番 (川井哲雄議員)
であれば、公表できる具体的な時期だけでもお知らせしてもらえればと思いますけど。

議長 (山口経正議員)
建設部長。

建設部長 (鈴木典秀君)
事業の進捗にも合わせなければならぬと思いますし、単年度で買収できないので、当然、契約をする段階においたら予算措置等々でお知らせすることになりますので、今、この事業年度が、先ほど都市整備課長が申しましたように29年度までとなっておりますので、その段階ぐらいか、若干そこで、一、二年の誤差はあるかと思いますが、でき上がった後でその用地がどのような、ある一定の形はわかっておりますので、そこで検討はしな

きゃいかんと思いますけど、一応、29年度までがこの区画整理事業の事業の年度ですので、そのあたりぐらいで用地取得等々のお願いをすることになるかと思いますが、明確な時期というのはちょっと現段階では申しわけございませんけども言えない状況でございます。

議長 (山口経正議員)

川井議員。

8番 (川井哲雄議員)

それでは、次の質問に入りますけども、町としての組合施行ということでもありますけども、生活インフラ、要するに道路も、上下水道、ガス、通信などの負担というのは町としては発生しないものなんでしょうか。

議長 (山口経正議員)

建設部長。

建設部長 (鈴木典秀君)

町長の答弁にもありましたように、公共管理者負担金、これは町の方が西高田線という街路をつくりますということで予定があります。その部分についての用地補償費、それから、暫定的なところまでにつきましては債務負担行為を起こさせていただいておりますけども、その分につきましては、組合がしなくても、町が本来その道路はつくらないかんということで、その分の経費につきましては予算化をさせていただきました。ですから、あとの上下水云々というのは当然組合の方で施行しまして、うちの方が帰属という形で、後の管理を引き受けるという形になります。

議長 (山口経正議員)

川井議員。

8番 (川井哲雄議員)

それでは、大きい質問の2、体罰問題について質問していきます。

先ほど教育長からの答弁では、実態調査として教員がの体罰が2件、コーチが2件ということでしたけども、じゃあ具体的にいつごろで、どういう事例であったかを教えてもらいたいと思います。

議長 (山口経正議員)

教育長。

教育長 (黒田義和君)

これが、先ほどの答弁で申しましたけども、平成24年の4月1日以降に生じて、1月までの実態調査を県の方が言ってきてまして、その期間中でございますと、そういうふうに答えさせていただいて、まだこれが体罰だとか、いやこれは体罰に当たらんかと、そういう判定まではできてない状態です。先ほど私が言いましたように、ゼロじゃないだろうかと、しかし、校長さんが把握してる段階でちゅうこと言っております。したがって、今、全数調査をかけてます、その集計をやっておりますので、その中でこれはやっぱり体罰に相当するんじゃないとか、これはそこまでいかないな、そういう凡例がございますので、裁判の例がですね。それに照らしながら検証していきたいと思っておりますが、とにかく、24年の4月1日以降というふうにと

議 長 　　らえておいて、答えさせていただこうと思います。
（山口経正議員）
副町長。

副 町 長 （浜野哲夫君）
先ほどの部長の答弁の中で、公共施設用地の取得を29年以降という話でございましたけれども、工事の進捗状況によりまして、ある程度主要収益と
いいますけれども、使えるようになった時点で、一括購入というのはどうか
わかりませんけれども、そういう時点で買い取りということになってくると
思いますので、そういうことで訂正をお願いいたします。

議 長 （山口経正議員）
川井議員。

8 番 （川井哲雄議員）
では、今の副町長の答弁なんですけども、公表できる時期が来たら早急に
公表をお願いしたいと思います。

議 長 （山口経正議員）
教育長。

教 育 長 （黒田義和君）
それは、県の方が4月10日までに県の方に報告してくださいと、そして、
それを4月じゅうに国の方へ上げると、そして、その結果については国の方
で公表なりそういう発表があるかと思しますので、できましたらその後か
など。まだ、はっきりどの程度、実態がつかめてないんですよ。議会で質問
が出てから校長さんに急いでと言ったけども、私の想定では子供たちの方
からたくさん上がってくるとかなど、そして、教員の方からはほとんど上が
ってこないかもしれんなどという、そういうあれがあったもんですから、も
うきのう、きゅうきゅうに、ちょっと実態どうねということで聞いたら、逆
の学校もあるんですね。教員の方から、いやあのときたたきましたとか、で
も子供の方からは上がってきてないと。ですから、そういうふうな精査をし
ていかなければいけないということで、ただ、タイミングが、今、高校入試
前とかいうことで、卒業前ということで非常なデリケートな時期でございま
して、他の市町ではまだこの調査をやってない市町もあるんですよ。でも、
私たちは早い方がいいやろということでやりましたので、その結果次第によ
ってどういうふうにお知らせをするかということには今後検討させていただ
きたい。他の市町とやっぱり足並みもそろえる必要もあるかなと思いますけ
ども、ただ、きのう新聞であったように、県が懲戒処分をしたとか市町村が
訓告処分をしたという例はあっておりません、本町においては。

議 長 （山口経正議員）
川井議員。

8 番 （川井哲雄議員）

り。だから、親が懲戒を与えてもいいよ、それで、虐待にならないようにせんばいかんよという、そこまでじゃなくて、教員という身分があるわけですから、体罰はだめだということで、その歯どめを忘れないようにしないといけない。親がわりの中でたたくところまでかわりはしてはいけないと、こういうことを訴えてるんですね。ですからやっぱり、学校も頑張るけども、家庭でも基礎、基本的な生活のしつけとかなんかはしっかりやっていただきたいと、それはお願いしていこうと考えております。

議 長 (山口経正議員)

川井議員。

8 番 (川井哲雄議員)

では、最後の質問にします。教育長は、やはり長与町では体罰をなくすと、根絶してなくすと。では、最後に教育長の今後、体罰防止対策、防止するように教員あるいは外部コーチなどにどのような指導をされるのか、その点をお聞きしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)

教育長。

教 育 長 (黒田義和君)

体罰は法律違反でございますから、これはもう法律違反したらだめぞと言わざるを得ないでしょうね。ただ、先ほど厳しい指導はしていかにせんばいかん、今回私が一番心配するのは、こういうことがわっと広まることによって、外部指導者も教員も、もう部活はせんよ、私はしませんというふうになっていって、先生方も本当に危険な場面、そういう場面に遭遇したときに厳しい指導ができないとちゅうちょしてしまう、萎縮してしまう、それは逆効果なんですよね。だから、たたくということはいかんけども、やっぱり言葉で上手に諭してやる、そういう研修を深めていくということを繰り返し繰り返し校長も私たちも訴えていくしかないでしょうね。そういうふうに思います。それでよろしいですか。

議 長 (山口経正議員)

川井議員。

8 番 (川井哲雄議員)

では、最後の最後ですけども、指導者、外部コーチに講習会、あるいは研究会とか定期的にやってもらいたいという希望があるんですけども、そういうところの観点はどうでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

教育長。

教 育 長 (黒田義和君)

定期的になっていったら普通は月1回とか学期に1回とか、こう想定しますけども、委嘱をするときには今言ったようなことをお願いしてるんですよ、プリントも配ってね。でも、今度はスポーツ教室で配るプリントは赤い紙に書こうかと、そして意識づけをしようかと、そういうことを今、担当の方と話しておりますけども、やっていきます。一掃するためにですね。よろしく

議 長 お願いします。
（山口経正議員）
川井議員。
8 番 （川井哲雄議員）
以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。
議 長 （山口経正議員）
これにて、本日の日程は終了します。
本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

（散会 16時00分）